

石城志

自卷之六  
至卷之八

武谷水城寄納

筑紫史談附錄



始



石城志 卷之六

津田元顧 校定  
男 元貫 編錄

歳事

凡此卷には、あら玉の年たちかへるより三の冬の終るまでの間、博多市中の行事をしるし侍る。世こぞりておこなひ侍る歳事は、此編のあつかる處にあらざれば、是をもらしつ。五箇の節句のときは、他所の規式に異ならずといへども、粗<sup>ホ</sup>しるし侍る。是年中の佳節なれば也。又、博多のみに非ず、筑紫の風俗にして、他國におなじからざる事も、あらくかひつけ侍りぬ。諸社の小祭等はいたづかはしければ、其社の所に譲りてしるさず。佛寺の御忌縁日等も亦然り。且、いにしへ有て今絶たる行事は、委しくしるさず。

正月 元日

博多の俗、けふは福こもりとて、夙より戸を閉、<sup>レトミ</sup> 葺<sup>レ</sup>をおろしこめて、元朝の規式かたの如くとり行ひ、終日休らひて賀禮にも出ず。此日寐るをいれつむげにや商家のならひ、前夜鶏啼鐘聲聞ゆるまでは、と云、他所に同じ。

標一本に楯に作る

富るもまづしきも、おのがさま〜ことわざしげく、門戸をたゞき、足を空にして走りまどへば、けふ其つかれをやすめ侍るも、さる事ぞかし。すべて歳首の規式さのみは、他所にかはる事もあらず。博多雑煮といへるは、丸餅・いりこ・するめ・椎たけ・山のいも・里いも・こんぶ・牛房・大根・せん干鰯・鯉たれみそ・椀は飯わんの大きにして丈低く、吸物椀の大ふりなるもの也。飯臺は木具を用ゆ、雑煮の後に鯛を酢に浸し、おろし生姜をかけ、皿にもりて出す、是をつぎ魚と云。又、猪口蓋に裏白樫を敷き、大豆を煮てもりたるを、ひらき豆と云。小皿に裏白青裕ユツリハを敷き、蘿蔔を角に切てもりたるを、齒固めと云。箸は栗の枝を削りたるを用ゆ、是をくりはい箸と云、栗標箸クリズハヘハシといふ心にや。筑紫にてはすべて太箸フトハシをば用ひす、悉く栗はい箸なり。年始には多く新漆の器を用ふれば、其毒を解せん爲、栗箸を用るなるべし。栗皮の漆毒を治する事、諸家本草に見へたり。

「ひよつくり」は突然又は思はず云ふが如き意味の方言なり。(水城)

年のはじめに、男のわらはの五人・十人・うちつごひ、夜に入て門戸をたゞき、はやし言をいふ事あり。いにしへ、此湊に唐船の着し時の口すすみなるべし。時代はるかにおし移りぬれば、地ごともとなへあやまりぬるにや、さだかならず。「やう〜めでたや、一がうせんと申は、二がうせんと申は、これの尉々のじやう〜の袂から、白がねこがねばらり〜落された路から、とつさまのひよつくり〜拾はれた」下略。又、「あやも千だん、錦も千だん、紙がな千駄ばかり、萬駄ばかり、かね包ふわらかな、千駄ばかり、萬駄ばかり、錢繩せんじゆなはふ」下略。又、「千艘入る萬艘入るも、壹番の出舟には、御舟の

両大賀は上大賀下大賀と言ひて共に舊藩主より年々扶持米五十石を賜ひ帯刀を許されて博多住民最高の格式なり大賀並と言ひ其次を大賀次と稱しそれより年行司上々席、年行司次上席、年行司、年行司格、年行司次、等の格式ありて明治維新の時に及び一藩の貴賈は大抵両大賀に館するを例せり文化年間沿海測量の爲め入藩せし伊能忠敬一行の如きも藩主より國賓として上大賀に館せしめられたり。(水城)

二 日

名を聞やるか、しんそう丸といふ舟は、おもてをかざつてゆらぬごと、櫂をたて、注連をはり、白かね柱おし立て、こがねのせみをくいまして、綾にしきを帆にかけて、寶が嶋に漕よせて、思ふ寶は何々か、隠篋にかくれ笠、打手の小槌、大判小判ナナ半ら判に豆板、來年は藏三つ、さらいねんは藏四つ、合せて七つ、御藏に錢も銀もわくはく〜」。此日、津中の人はじめて年禮に往來す。○雑煮前日に同じ。又、赤小豆雑煮を用ゆる家も有。○商はじめ、船乗初、其外家業の事はじめあり。○大賀兩家、及び年行司、御用聞の町人、其外御扶持人、國君の御館に出て、歳のはじめを賀し奉る。近年は町々の年寄も出侍る。津中より白銀五百兩、是を献上す。古來より金子五百兩なりしが、近年銀子こなれり。是を三種二荷代にといふ。

三 日

此日まで雑煮前に同じ、屠蘇酒もけふにてやむ。三日恵比須とて、沖の濱の夷社エビスにて、大鼓を鳴し、夷の畫像を津中に配る。○玉どりといふ事あり。むかし、肥前呼子浦の商船、博多に來りける時、木にて作りたる二つの玉を、海上にてひろひ取るを、持來て博多七軒の間屋にあたふ。今按、須崎裏町對子屋・福田屋なな七軒の間屋の名也と云、餘は詳からず。其内、一つの玉は宮崎宮へ納め、一つの玉は問屋中のあつかりとすと云。按に、此説、疑なきにあらず。追而可考。原田氏宮崎社鑑には、博多の者宮崎宮へ日參して沙井を取けるに、或時沖より二つの玉流れ來りけるをひろひ、一つは箱崎におさめ、今一つは博多へた

つさへ歸りて、惠比須神社へ納めける云。彼玉を年々正月三日に、問屋中請取渡しあり。其規式は、餅のいらざる雜煮、具は前に同じ、山のいもの大なるを鹽煮として、上に龜の足のごとく、竹串を長さ壹尺貳寸に削り、赤紙を以て是を巻き、上にしでをつけ、すべて七本立る。神酒以上の三種を彼玉に備ふ。又、毬打を長さ三尺六寸に二つ作り、兩人にて是を持、玉の請取渡しあり、問屋中にて是を行ふ、他處の人來る事をゆるさず。此行事、今は絶たり。右の玉は鰯町福田屋、元文中まで持傳へて、除夜には須崎濱の夷社へおさめ、翌朝又持かへる事、格式となり居たりしが、其後櫛田の神庫に奉納しけり。又、此日、童べども大勢うち群て、木にて作れる玉をあらそひもてあそぶ事あり、是れ宮崎玉取の神事をまねびての事なるべし。

續風土記曰。正月三日、玉取の祭といふ事あり。那珂郡東堅粕村に、玉田といふ田の字あり、是宮崎の神領なり。時、玉取祭りの料なりし所と云。是は八幡宮祭りの市始めとて、夷社の所より、木の珠のわたり尺餘なるを、宮崎・馬出村の土民ども寄あつまりて取出し、油をぬりて、夫より本社宮崎宮の拜殿まで行く道すがら、争ひ取る事あり。是を取得たる村は、其年田穀のなりわい豊饒也とて、兩村の者どもあらそひぬるさまいとおかし。宮崎宮の條下。又云、崇福寺境内に夷社あり。是に官内町の子供いつの頃よりか打つごひ、町内又蓮池町寺々計り、夷のはやし言を唱へて廻る、是二日也、外々には行かず。翌三日には、同御玉錢とて門戸をたたく、其餘慶にて酒肴携へて同社へ往て祭る。玉取あり、此玉は元祿六酉年、蓮池町善導寺門建立の時、柱

の切結を、其頃の子共中囉ひ取て此神の玉とす。常は此玉、善導寺の五大力の祠に納め、年々正月三日持参り、餘の童無しに、町内計りの童にて争ひ侍る、此町より祭る。

今按に、博多松原東の少し入口、今の芝居所に、木屋源右衛門とてありしが、此源右衛門は元崇福寺より出たる人なり。此故松原を其頃支配す。又、右夷の二神を常に預かり、同三日・十日には、彼社に移し侍る。此木屋の主、前は同町同前の交りなる故なるべし。今は絶て、此二神は崇福寺常汁にあり。三日・十日・兩日には移玉ふ。神主は南里村出雲守也。正月三日・十日は兩市中より参詣多し。商ひ基手とて、散錢を神主より借受、翌年倍にして返辨す。又借るなり。

はやし言に云。「せんざいろうまんざいろう、先一番の御船には、やうく御めでた、とつさまもせんざいろう、かさまもせんざいろう、こちの尉々か、じやうくか、袂から白銀こがね、ばらりゝ落された、來年は藏三ツ、さ來年は藏四ツ、錢も銀もワアリくワク々々」。是此町の此夷の事と云。

此一説は忠松宗吟安永六年加書之

四 日

僧侶の賀禮此日よりはじむ。又、福煮とて元日より神に供しものを糝とす。

五 日

此日、聖福寺にて手斧立といふ事あり。榮西、當寺建立の時、宋國より運來られし木匠の末葉、今に

奥堂町に住す。舊に依て聖福寺の都匠たり。扱、佛殿の前に杉の木壹本切置て、彼の大工に呼使を遣す事、凡七度也、八度め惣門にて互ひに行合ふ、是を七度半の使と云。大工は白張裝束に侍鳥帽子を着す。則右の材木に墨規をうち、手斧立る。此時一ツ・二ツ・三ツと聲を懸るに、見物の子供も同音に是を囃す。新立事終りて、寺より引手物として、折紙・引馬等を與ふまねびあり。是は古へ大工も受領をして、寺より知行などあたへ置れし時の遺風也とかや。又、一山の僧侶釋迦堂にて勤行あり。

七日

此日、七草の糝、他所にことならず。又、未明に、門前に藁火、或は冬としよりかざりの繩屑・齒菜・ゆすり葉・やうのものを燃やす、是を「ほうけんぎやう」と云。十五日の爆竹に同じ。又こよひ鬼の豆を打、節分の規式に等し。按に、今宵は太宰府にて往古より追儼の行事あり、博多にも是をまなべるにや。

八日

櫛田社にて、坐主東長寺大盤若轉讀あり。又、卅日萬行寺に於て、聖福寺中の俳優來て、おごりの事はじめあり。いつの頃よりする事にや、未考。

十日

此日、門戸の松餅・注連繩を除く。家内の饒りは十四日に是を去る。又、商家おのく宮崎松原崇福

寺の側にある沖の惠比須社に參詣す。又、散錢をば拜借するものあり、一文を壹貫目、拾文を拾貫目と稱す。翌年のけふに至りて、右の錢に倍の利を加へて返納す。夷は商神と稱すれば、かゝる事を行ふなるべし。近年、此日參詣の群集甚多し。社人は表粕屋郡南里村の吉原出雲。又、松はやしの惠比須乗初とて、石堂流れの町々馬に乗せて、笛を吹き、太鼓を打て引めぐる。

十一日

此日は、商家の帳閉とて、相互に酒食をまうけて祝ふ事あり。

十三日

松囃子の福祿壽、大黒の乗初とて、當番の町より流れの町々を馬に乗せて引廻る事、夷に同じ。又、兒子の舞初めもあり。

十四日

此日、薄暮より翌日に至るまで、もぐら打とて、藁を束ねて地を打事なり。是はウツロモを恐れしめん爲なるべし。もぐらとはうくろもちの訛也。是西國の俗習にして、東國にはなき事なりとかや。又、松はやし三福神、及び舞童、當町の町々は、こよひ夜すから笛を吹き、大鼓を鳴らして明曉に至る。

十五日

今朝、赤小豆粥他所に同じ。又、爆竹を焚く家も間々あり。

古來博多は外客の來りて太宰府に至る關門にして南北を縦とし東西を横とせり故を以て豐太閤の博多再興の時太宰府既に廢したりしも猶ほ舊規に依りて南北を縦とし東西を横とせり其の縦筋の中央に位置する町名を取りて之れより南北端に至る迄の町を總稱して某町流れと云ふ本書第二卷參照すべし明治年間に至り海濱の一部を埋めて更に數個の新町出來せり。(水城)

松囃子は、往昔いつの頃よりか有りしな、慶長十五年より、寛永十七年中迄、凡三十一年中絶せしを、博多の里人ども國主に申て、同十八年の正月十五日より再興す。此日、舞童を臺車に載せて、之を引て先福岡の城に上り、本丸の前にて舞樂を爲す。樂は即猿樂の曲節にて、別に短き祝言を作りうたふ。笛・鼓・太鼓も備はれり。又夷大黒福の神と號して三人馬に乗せて引廻る其外笠鉾など色々糺をなし、兒童は古へより傳はれる祝言を唱へて通る、見る人巷に充てり。城より歸りて博多の市中を廻る。

此日、松囃子とて、十歳ばかりの男の童に、天冠を戴かせ、舞衣を着せ、小さな假闇に車を付、福岡の城に引至り、祝言の謠物をうたひて舞かなづ、笛吹大鼓打など、猿樂に少しも異ならず。牙城にて御引をを賜ひ、本館の御廣間にて、御土器并に一束紙一本扇を賜ふ。此時年行司にも土器を賜はる。家老及び諸役人中列坐、年行司御椽側の疊に候す、三方に五つ重の土器をすへ、銘々に出る。  
初献、上の土器御肴煮染物五種程重箱に入、是を二の土器に引く、三献五の土器也、舞童にも御酒を賜ふ事、右に同じ。此時、老中より挨拶あり。町奉行より各中へ對し、御嘉例相替らず目出度よしを演説あり。

兒の舞、はじめは高砂・老松の切を謠ひけるが、一とせ、觀世宗閑、肥後に下りて當國に立寄ける時、博多の商家富田菊淵といへる者、菊淵傳、土産門に見たり。宮崎、東の謠、西の謠、といふ。二つの地言を作り置けるに、宗閑をして、節抄をなさしめけるとかや。一説に、喜多大夫也といふは非也。今謠ふ處も上懸りの節なれば、是を説すべし。

宮崎の曲 今是を用ゆ。

から衣く、裾野のはらの姫小松、姫小松く、ひけば千とせもわが袖に、こもる春ぞめでたき、この御代の春ぞめでたき。梅か枝もく、花咲てこそにはほひけれ、おもへば春ぞたぐひなき、梅をいざやかざらん。此花をかざせ人々君か代に、かげをならべて老松や、梅も名高き立枝かな。松を祝ひしためしには、松をいわためしには、いくよろつ代のくちせぬ、こがねの宮崎の神に、又は春たつ千世の門松、子の日の小松行すえも、久しき色もかはらぬ春ごとに、これも相生の梅の花、かゝる色香もむかしより、めでこし人によはひもあまねく、國々のなびきしたかふ此君に、な

びきしたがふ君か代の、かげにさかふる春こそ目出度けれ。

榊田の曲 今不用也。

たさまるやく、去年の御調のはじめより、のびけん千世は君ぞかぞへんと、國々のなびく春ぞめでたき。久かたの、月のかつらのあきらけき、天津乙女の雲の袖、ある山の雲も幾重にかさねても、げに我が國ぞ動きなき。動きなき世に住むもろ人の、いかでか君をあふぎ見ざらん、さこそあら玉の春のひかり、又は四海の波風までも、長閑におさまる君が代に、すめるたゞしき君が代に、すめるたゞしき君か代の、かげにさかふる春こそめでたけれ。

兒の舞は、はじめ夜須郡甘木の梅津太夫世に美麗より務めけるが、正徳四甲午年、公命ありて、新に博多にて仕立よとの事なりしかば、年々當番の町より、十歳ばかりの童を撰みて舞せ、はやし方も津中より務むる事になりぬ。按に、此年小山町の當番なり、町奉行船曳與衛門是を命す、町役者太鼓打權七、狂言師三五郎といふ者、頭取となりけり、葛藤屋馬場町辰之介といふ者を舞童とす、後に小鼓打平藏といふ。

凡兒舞當番は、四流の内にて、三十二年ぶりに是をつとむ。兒舞本番を務る處、御本丸・御殿・町奉行兩家・津中にては、榊田社・大乘寺・東長寺・承天寺・聖福寺・年行司今は三笠屋柴藤小兵衛、一代年行司當番の町年寄・翌年の町年寄・兒童が宅・已上十六ヶ處也。

貧人を備ひ、福祿壽・惠比須陰陽二神・大黒の形に出立せ、馬に乗せて福岡の城に至る。又、三十三人の女子に、鶴の頭をこしらへて花笠の上にとりかかせ、大黒の後へに従はしむ。又、三福神の先に、笠鉾

今の箕子町大工町本町吳服町上名島町(舊名名島町)下名島町(舊名中の番)を六町通り又は六丁筋と云へり西方黒門(今の黒門停留所の地明治維新迄黒色の門ありて出入を警戒せり)より通町(舊藩の時は大組馬廻等知方の士のみ住居せり箕子町以東は今と同じく純然たる町家なり)を経て博多中島町に出る城下の大道なり但中の番と博多中島町との間今の福岡郵便局及日本生命保險會社の地に亘りて柵形門ありて博多方面よりの出入を警戒せり此柵形門と六町通の東端中の番との中間今の橋口町(舊名牢屋町)の地

といふものを作りて、おの／＼五本迄持行なり。寛文八申四月、笠鉾、楯に扱城より下りて町奉行の許に至り、夫より博多津中を通る。初め御城に至るには天神町・大名町を通りて登城し、下の橋より出て、箕子町より橋口町を経て博多に歸る。此時、家毎に茶一包を三福神に贈る、福岡・博多・ともに同じ。又、むかしは長さ壹丈ばかりの羽子板を作りて、笠鉾の如く持行しとかや。いつの頃よりか此事絶て、今は笠鉾の上に常の羽子板をさし侍る也。蓋の下には帯と袋をさげるなり。福祿壽の假面は古作也、裏面に相部六郎右衛門と名印あり。店屋町に住せり、今、生業、舖相部藤兵衛が先祖なり。大黒の假面も同じく古作なりしが、元祿八年古門戸町當番の時、濱口町にてゑしまや何某、喧嘩を仕出しけるに、ありぎり太兵衛・金鍔小兵衛といへる俠者、大黒を抱へて惠比須堂に投落しければ、彼假面われたり。今の假面は其後に製せる所也。貞享二丑の正月、福岡箕子町に於て、大黒當番の者大喧嘩有て、數人牢舎せしめらる事な禁止せしめ給ふ。十五日には年寄・組頭・出合、張番を致し、重々喧嘩等せしむへからず、さきひしく公命あり。又、夷の假面は、慶長四年、宮崎松原にて喧嘩有し時、紛失せりと云。夫より素面となりし故、貧しき者といへども夷になる事を恥けるより、乞食を備て務め來れり。是を當番の人々もいとうるさく思ひしかども、つゝに再興せる人もなかりしに、寶曆十二年壬午の正月、中間町の當番なりけるが、舊とし石堂流十一町に相議して、有司の人に申けるに、しかるへきよし免許を蒙り、福岡名嶋町の彫工佐田文藏をして、夷子陰陽の假面をうたせ、烏帽子・裝束・馬具に至るまで悉く新たに製しける故、福祿壽・大黒・と同じく、貧民を備ひて、ことしより乞食の夷子となる事を留めける。此時の町奉行は、時枝長

は其東方片側の一部を除くの他は亦皆通町と同じく地方の士の住居せし所なりき。地方は地方に封地を有する士の總稱にして月々粟米を給せらるゝを切扶と稱す地方は馬廻以上の士切扶は無足組城代組の士の稱なり。(水城)

太夫・森源太夫也。中間町年寄帯屋善兵衛・組頭菱屋長兵衛・萬屋久兵衛也。

三福神のはやし言、土人の口碑にいひ傳へたるを聞くに、古風めきたり。世かはり年移りぬれば、今はごなへあやまりて、文句もさだかならずといへども、しばらく爰にしるし侍りぬ。

福 神 魚町流

福の神先に立て、さあ見よ、こがねをさしかけて、しらげのよねに、ましらげのよねに、ましましませば、殿もさかへまします、大みかど小みかど、みかどのけふりおとするは、おとするはたれやら、たしやうごの、通り子、けしやうごの、通り子、さらばいわる申さふ、きこしめせや申さん、一年がくたれば十月あまり、ニタ月日の數を數ふれば、三百六十餘ケ日、師走の月をば乙月といわる、正月の月をば太郎月といはふた、いはる申ふ、さらば祝ひ申さふ。

惠 比 須

そも／＼、夷のいのりかかないきて、寶のみふね作らんとて、大工小工をめされしが、もとより鍛冶は小工なれば、吹屋をこしらへ釘をのべ、もとより大工は番匠なれば、鑿鋸錐手斧鉋、壺に規をおつとり揃へて、入ける山はされ／＼ぞ、唐に仙嶋須彌山、蓬萊には方丈瀛州と申て、三の山にわけ入て、取木の木は何々ぞ、千年経たる松の木、萬年さかゆる楠の木、唐天竺の木なればとて、下には觀音世至の御立玉ひては、わか木なんごを揃へ申て、千代川へとおしくだひて、筏にてふごかうくんで、

六二  
筏の上乗は太郎の惠比須のめされて、西の宮に漕せて、明ての日はたれくぞ、五百の大名酒もりく  
らへば、賣ても買てももふけの日、高麗童子彌勒菩薩の、十二の葬の天降らせ玉ひては、大工も三百  
三十三人、小工も三百三十三人、目録帳にさしやさためては、三年三月九十日、卯月八日の日割の頃  
に、山はかり作りおろひた御舟なれば、あらたな梵字をすへたりけり、天皇君王笈王、十二の綱をよ  
りはへて、舳に八丁艦に八丁、十六丁の艦楫を取て、なむぶか浦へと漕よせて、あぶらにさめるは藍  
の嶋、心に留るは柏嶋、乗たりや川の龍宮嶋、舟をし出せば思ふ湊に舟が着く、惠方には賣ても買て  
も六萬六千貫の大入道、差別なしや帆別なしや、かりや納め玉ふ御舟なれば、鬼の持たる寶は、隠  
れ簀かくれ笠打手の小槌、表口や走り口、此間に、左舞も千舞に右舞も千舞にあり山からまゐる肴には、谷を走る谷くだり、坂をはしる棹鹿  
耳の、長ひ小兎川から參る肴には、鯉と鯽とまぶなど、海からまゐる肴には、鯛の魚の源八郎、いた  
ら貝のながしら、あせう好むはあいのうを、てせう好むは白はやこ、こもつは津蟹也、白き米も  
十萬石、黒き米も十萬石、舳から表にすつしりてうと積たりけり、舟屋形を作らんとて、にしきの五  
色の丸柱、四角にうち削ては角にめんを取て、八ツ柱とくみ立申せば、たるき竹の結構さ、白柄の長  
刀千丁揃へて、ゑつりまひごぞかいたりける、くまがやなんども、三千三百三十三把を以て、ふき立  
申せば、鬼瓦ぞすへたりける。

大 黒 須崎町流

松やねく、小松やねく、松の陰にてとみはましませ、一等おどりて帽子落、さひな落ひたら大事  
か、若い時の習ひじや、いかに早乙女とはよか山に、花の咲た見よかしげに、きつと見たれば此穂は  
七穂で、八升八穂で九升一等、おとれば帽子落さひな落ひたな大事か、若い時の習ひじや、殿の御庭  
に花が咲た見よかし、げにきつとみたれば、金の花が咲たよ、めでたからふよ、げにめでたかりけり  
、誠にめでたからふよ、鶴龜に御萬歳の君はさかへまします、ありこかわら年の初めには、年男參來  
り候よ、扱又葎たちの集らせ玉ひて、一本の柱にゆひ立ては、二本の柱は日光月光、三本の柱はさふ  
しかう、四本の柱はしんけんたう、五本の柱は權現どう、六本の柱は六地藏、七本の柱は七佛薬師、  
八本の柱は泊瀬の観音、九本の柱は熊野の權現、十本の柱は十羅刹女の賜はつて候ひけると、誠にめ  
でたからふよ、扱又勢至觀音は梶取て、地藏葎は舟の舳につゝ立て、おも梶ごり梶に今の梶をかう取  
て、ますたかつをすらりつと通つた、まことに目出度ふ候よ。

此日、津中の童男女に綾羅・錦繡の衣服を着せ、或は王候・士庶の姿をまなび、或は遊君・白拍子の  
粧ひに仕立、船などを作りて遊さんの体をなし、又は小き假閣に車を付け、あやつり歌舞妓やうの事  
をなさしめ、年たけたる者どもは、肩衣に校衫を着して付従ひ、笛・太鼓・鉦・三味線にてはやしたて  
歌をうたひ、戲言を吐き、數千の人引もきらすうち通るありさま、いと興ある觀也。かゝる事は、他  
國にも例なきわざなれば、國中はさら也、遠近の遊客來り見るもの巷街にみちみたり。國君御館の前



には、松はやしに出たる者どもへ賜らんれうに、酒を半切桶に湛へ、撥器・土器・をとりそへ出したるを、我先にたうべんと競ひ集りつゝ、柄杓を折り、かわらけを推きて、おし合へるさまいどさはがし。其後、市中に到り、酒家或はしるべの所に往て酒をのみ、沈酔に及びぬるものは道路に倒れ臥し、前後をだにわきまへぬありさま、誠に太平の代のしるしとみへていどめでたし。

抑、松囃子の濫觴を尋るに、人王八十代高倉院、安元元乙未年、小松内府平重盛公、本州宗像大宮司氏國が家の子、許斐忠太妙典といへるものを使として、金子三千兩を後世追福のため、大宋國育王山へ施入せらる。

平家物語云、安元の春の頃、鎮西より妙てんといへる船頭を召上せ、人をはるかにのけて對面あり、金三千五百兩めしよせて、汝は聞ゆる大正直の者なれば、五百兩をば汝に得さす、三千兩をば宋朝へわたし、一千兩をば育王山の僧に引き、二千兩をば帝へまゐらせて、田代をいわう山へ申よせて、重盛か後世吊はずべしとぞの玉ひけると云々。

異本宗肩記曰、宗肩氏國の子、許斐忠太夫妙典入道は、入宋七度、渡天二度すと云々。今按に、妙典が子氏舟イ國は平家に屬せしとみへたり、かゝる所縁もあれば、妙典をして宋國へ使せしめ玉ひしなるべし。

かくて忠太故國へ歸り、博多にて艤し、宋朝へ渡りけり。又、筑前は重盛の領地なりしかば、博多

の里民深く重盛の恩恵を蒙り、且、此度三千兩の金子を持渡りし褒美として、多くの金子を賜りければ、重盛の歿後に及んで、其恵を謝せんため、正月に松はやしといふ事をはじめける。是より毎年恒例とぞなりける。其はやしの歌に、松殿や／＼や、松殿やと諷へり、今はあやまりて、松やね／＼小松やねと云。

今按に、本州は小松殿の領地なりし故にや、宮崎の内にも小松繩手といふ所あり。今はあやまりてこまんだ繩手と云。又、宮崎地藏松原の石佛、及び宗像の社内に在る彌陀經石も、重盛の乞によりて、建久九年の秋、宋國より是を渡せしに、平家既に歿落して、源氏一統の世となりぬと聞て、宋使二物ともに捨置、纜を解て歸國しけるとかや。重盛公の歿去ありしは治承三年也、今寶曆十三年に至て五百八十年に當れり。されば松囃子のばじまりも治承・壽永の頃はひなるべきに

博多古説拾遺云、博多の浦の妙典久右衛門といふ者、金を持渡りしに、此時金にて七福神の像を鑄させて渡されしに、此請取の禮狀、とつこ和尚博多記には獨古イ三字なしの字に作る。といふにあたりて、育王山より書狀來ると也。今、京都に此書を持し人ありと云々。元願按に、右の文体分明ならず。思ふに、獨古は日本人には非るべし。育王山の佛照禪師德光ならんか。德光と獨古と、音相近ければ誤れるにや。是は重盛より渡されし金子を、德光禪師より請取の書なるべし。七福神の説も亦非也。採にたらず。其後、天下いよくみだれて、久しく治らざりしかば、此事も絶て行はれざりしに、足利の治世の頃

にやありけん、正月に、店屋町の問屋中より、福神を作りて商人中に贈りければ、又、商人中より夷子・大黒・を仕立て、問屋中に謝す。官内町夷を作り、須崎町より大黒を作る。又、北濱・沖濱の者ども、小き舞臺を拵らへ、童子に高砂・老松の切を舞せて祝しけるが、其後、毎年嘉例となりぬ。舞臺を仕立しは濱口町と云、又兒は毘沙門にならふと云。松はやしのはじまり、説々あれども用ひ難し。故に是を略せり。又、いにしへの松はやしは、いかなる事を行ひしにや、今の行事は再興後の規式とみへたり。しかれども、大黒のはやし言に、小松殿を祝せる詞あれば、むかしより三福神など侍りしにや、いぶかし。

神屋宗満日記云、文祿四未九月二十九日、中納言様、名嶋御城にて御振舞、今日博多松囃子仕り、懸御目候へと御意にて、福神・るびす・正月の如く仕立て懸御目候、御さげんよくて、錢五十貫文被下候也。

其頃は、正月七日にて、宮崎八幡宮へうち連詣ける。然るに、慶長四年正月、名嶋中納言秀秋卿より、肥後の國主加藤氏へ年賀の使者をさし越れしに、此日、松原にて松囃子の者どもに行合しが、いかなる故にや、口論に及び、名嶋の士を馬より引落して終に擊殺しけり。是によりて、中納言殿より喧嘩の相手出すべきよし、頻りに催促ありしかば、解死人を出すべき由、評議一決せり。然るに、對馬小路町に中國浪人伊藤氏が蘭書には日向浪人とあり。來り住しけるが、幸に津中の情によりて露命をつなぎけるにより、今此恩を報せずんば、いつれの時をか期すべきとて、一人の老母ありけるを、津中の者にたのみ置

年表に云安元三年に始り慶長四年に絶寛永十八年再興

て、其身はすゝんで解死人となり、宮崎松原に於て誅せられけり。一説に、かの浪人子供七人ありけるが、立町今、乞食の住る七ツ飯屋是なりと云。是より松はやし又中絶せり。續風土記に、慶長十五年より寛永十八年まで、いかなる故にや中絶せしと凡四十二年也。貝原翁たまかくて、四十餘年を経、寛永十八年、忠之公の宰臣、黒田美作・井上平右衛門。此觀を見聞せられざりしにや。かくて、四十餘年を経、寛永十八年、忠之公の宰臣、黒田美作・井上平右衛門。按に、此時井上氏は故有て既に當國退去あり、殊に井上家に平右衛門とい、宮崎の坐主彌勒寺にまかられる時、博多年行司吉田宗富等を招きて、松はやし再興ありたき事を議せらる。然れども、絶て久しく行はれざりし事なれば、古例を知れる人稀なりし故、伊藤宗巴等と心を合せて、津中の古老を集め、間聞覺へ、見おぼへたる事どもを咨語りて、翌十九年正月十五日に、再び松はやしを興行して、福岡の御城に至り、其後、兩市中をめぐりて、祝しことぶき侍る事とはなりぬ。寛永十九年より、こさし寛永十三癸未まで、百三十八年に當る。伊藤氏家記を按に、其頃、福岡にあふれ者多く有て、平生博多の者と不和なりし故、松はやしには、猶さら妨あらん事を恐れて、伊藤宗巴三笠屋と云、人を先立て登城せしに、少しも手ざす者なく、無事に相すみたりとぞ。其時宗巴、心をつくして取計らひける故、津中の者、是を謝せんが爲、年々松はやしには、彼の門前に至りて兒を舞はせ、又、町々の長たるもの皆往て、祝儀を述べ。あるじより酒肴を出して是を饗す。今其子孫に至りても猶此例かはる事なし。

十六日

此日、主君持たる奴婢は、宿居とて、主人に一日暇を乞て家に歸り、父母・兄弟・親戚に謁す。又、

柳町の遊女は、廿三日より廿五日の間に、やぶいりをなす。但、年によりてかはる事あり。

十八日

十五日の赤小豆粥を取置て、此日寺社の札守を、門戸或は家内に貼す。又、是を喰へば注夏病ナツサマヤマを免るといふ。

二十日

此日、餌ダシゴを製す、又、骨おろしとて、鯿・塩鯛などを煮て喰ふ。又、牆垣の繩結を此日すれば、盜難をのがるとて、國俗垣を繕ひ補ふ。

二月初卯

箱崎八幡宮祭日也。子刻ばかりに、神殿の前に庭燎を燒く、是を大炬・小炬と云。又、神饌を備へ、樂を奏し、祝詞誦經あり。

元貫曰、宮崎の祭事、此編のあづかる所にあらず。然れども、是を載侍るは、博多吳服町流東側より、東北の方の町々は、宮崎宮を以て生祇ウツメテとす。この故に粗しるし侍りぬ。放生會の如きも、亦しかり。按るに、いにしへ八幡宮、濱口町濱の夷社まで、神幸ありし故、濱口より東は箱崎の敷地となりしにや。然れども、櫛田宮御鎮坐は、孝謙天皇天平寶子元年にて、宮崎宮は、醍醐天皇延喜二十一年の造立なれば、此間二百六十年也。星霜はるかにおくれぬ。殊に宮崎は粕屋郡にて、馬出村より西は那珂

郡也。且、十里松も半ば博多に屬せしなれば、八幡宮を以て生祇となせる事、いかなる故にや、いぶかし。

初 丑

此日、農作をなすものは、田の神をまつるとて、餅を製す。

二 日

奴婢を求むるに、今日より來年二月二日までを以て期とす。但し、士家は奴二日、婢廿日也。又、農家は、十二月十三日を以て男女ともに出代とす。國俗是を鉈投ナクナゲと云。

二十五日

天満宮御忌、綱輪社鏡天神、參詣の人多し。

三月三日

上巳、又桃の節句と云。

草のもちゐ、ひゐな遊び、沙干の遊觀、他所に同じ。又、國俗、此日田羸タニシを食す。

二十一日

東長寺弘法大師御影供、參詣人多し。

二十五日

鏡天神祭、立花・千燈明あり。

四月朔日

此日より、男の童もちたる家には、絹或は木綿紙などにて製したる、吹貫フキ貫を戶外に立て、五月に至る。

八日

佛生會、國俗、此日糞虫フナガムシを除くまじなるとて、短冊にふつゝかなる歌を書き、門戸、及び後架に糊す。

五月五日

端午、又あやめの節句と云。

此日、粽を製し、菖蒲・艾葉を軒にさしはさむ。又、去月より立置たる吹貫に兜・鎧・長刀・幟・其外木偶人やうのものを色々作りて、朔日より卅日まで、門前によそほひ立る也。むかしは、此日、聖福寺のほとりにて、石戦イシチウチの戯ありしとかや。

六月朔日

此日、津中の街所に注連を引渡す。俗に、是をしめおろしと云。櫛田の祠官天野氏、町々年寄の許に至りて、稗除をなす。又、今日より、祇園の作り山の臺を海水に滌ひ浄めていとなみ作る。又、此日、水餅と饅頭とを祝ふ。

此日、厄祝といふ事あり。男子は四十一歳、女子は三十三歳を大厄オホウチと云。九厄クウウチと云。男子最も是を祝ふ。兼日、親戚・朋友の許に餅をおくり、又、其家に招きて饗應する事、ひとへに婚姻の禮に異なら

す。近年は多くは五月半より此事を備す。

元願竊に按に、凡、厄といふ事、唐土の書にも見へず、又、國史にも載侍らず、靈樞經に、大忌の歳といへる事あれども、厄の説にはあらずと、先輩も論あり。只、源氏物語に、女子三十七歳を厄とするイセトシとみへ侍り。又、源平盛衰記に、宗盛卿三十三歳、重厄の愼によつて、大納言并大將を辭する上表あれば、猶はじめ久しき俗習なるべし。他國にては、此歳にあたるものはつゝしみをなして、心ばかりの祝ひをなすとかや。本州にては、四民ともに大にことぶきをなす事年々に熾にして、多くの資財を費し、剩へ家産乏しくなりもて行く、流落の身となりし者も少からねば、其人の分限に應じて祝ひ侍るへき事にこそ。

十一日

此日造りいとなみし山笠を、きのふより粧ひかざりて、今朝未明に當番の町より、其町の流中ナガレを昇もてありく。是を流昇ナガレノカキと云。來り見る者多し。寛文の頃までは、町奉行屋敷、須崎町にありし故、十三日に作り山をかざりてかしこに持行けり。是を笠揃カサソロへといひしとかや。頭山カサノヤマ勸兵衛市司たりし時、役屋敷ヤクヤカひけり、是を買取て借家とせり、故に紙屋貸家と云。

十四日

此日、盛んに山笠を粧ひ飾る。むかしは富家に、作り山の昇ノボに用んため、美服をこしらへ置て、當

番の處へかしける由、古老いへり。今は木綿をはなやかに染て、のぶきに用ゆ。流昇の日は暮を以こよひ夜のぶきとす。夜もすがら祇園社に詣で、山笠を見ありく者、巷に群集して錐を立るの地なし。

十五日

近郡より集る山昇の人夫、并に津中の者數千人、鷄明の頃、潮に浴し身を清め、一番山をはじめ六本ともに、大乘寺前町に昇捧けもて行て、あけぼのに、次第を守て祇園の神前に一本づゝ昇すへ、祝ひ歌を諷ふ。夫より祇園町を通り、東長寺門前に据へ、馬場新町より辻堂町に至り、承天寺門前に据へ、御供所町を通り、聖福寺門前に昇据へ、金屋小路町・北舟町・東町・濱口町・廿家町・一小路町・吳服町・小山町・中奥堂町・竹若番・宿屋番・西町・藏本番・奈良屋町・古溪町・濱小路町・行町・古門戸町・對馬小路町・須崎町・橋口町・川端町・に至りて、おの／＼其町に昇歸る。

大宰少貳嘉頼とせしは誤なり、永享四年少貳滿貞より出せる古文書あり

原田記次郎太郎種泰

熟、作り山の權輿を考るに、後花園院永享四壬子六月十五日に起れり。今年寶曆十三癸未まで、凡三百三十一年に當る。九州軍記を按るに、永享四年五月下旬、筑前國秋月滿種野心して、太宰少貳嘉頼を窺ふよし、筑後國住人三原入道・頻りに讒するによつて、少貳、さらば秋月を攻んとて國中の勢を催し、夜須郡へつかはす。秋月は、此事僻言なりければ、あやまりなきよしを謝すといへども、許容せず。事既に急なりければ、秋月方より、同國原田中務少輔種泰に脚力を以て加勢を乞ふ。種泰、深江・波多江・小金丸・以下の郡士を催して、肥前基養父越に秋月に着き、滿種を救ふ。兎角日數經るほどに、豊後大友より臼杵・古

庄を兩使として、和平ならしむるによつて、少貳、秋月勢を引あげて歸陣す。原田が士五六頭は、聊用事有て同國博多津に逗留す。同六月十五日、同津櫛田の祇園の社祭あり。三社の神輿沖の濱へ御幸の後、原田記山笠にて山の如く十二双の作りものをからくみ、上には人形やうの物をすへて、是を昇捧もち歩行く。前代曾て無しし事なれば、見物の貴賤幾千萬といふ數をしらす。少貳が士并三原入道が士數輩、上下一百餘人出津して、彼祭の饗物を見る。原田が士ども、津内逗留の事なれば、市に出て是を見る。いかにしたりけん、少貳・原田が士ども鬨諍をしいだし、双方二百餘人、大刀を抜て切合ふほどに、見物の男女逃さまよふありさま、蜘蛛の子をちらすが如し。數刻切合ふほどに、原田が勢追々に馳合て、少貳・三原が士雜兵五十餘人切殺す。残る者どもは八方に逃散りければ、原田勢は其足にて高祖の城に歸りけり。原田方にも死人二十餘人、手負五十人に及べりと云々。右にいへる如く、昔は十二本の山を作りしが、いつの頃よりか六本となりぬ。或日、大内義隆、博多を領せられし時、周防山口の祇園會に、博多の山笠を六本分ちて作らせられし故、夫より減じたりといふ。凡、博多造り山の製、甚いかめしくして、人の耳目を悦はしむる事、京都の山鉾、江戸のねりものにまさりて、珍らしき壯觀也。いにしへは、修羅、軍陣の体を摸、公家或は婦女のかた混じて作りけるに、寶永五年公命ありて、一番・三番・五番を修羅とし、二番・四番・六番をかつらに造らしめ玉ふ。凡、七流の内、町數の多少によりて、五六年或は八九年、或は十二三年乃至十七八年に、當番をつとむる所もあり。延寶年中よりの山笠番附をしる

せし本あり、猶夫より古きもの  
るへけれど、未だ是を見ず。

七四

或問、祇園會に山笠を作るはいかなるいはれにやと。元願答へて曰、予、曾て聞る事あり。昔より水  
無月紙に、形代とて茅の葉、或は麻の葉にて人形を作り、身を撫て歌をとなへ、世語問答に、みな月になこ  
しのはらへする人は、千と  
此歌をとなふといへり。川へ流すといへり。我身の不淨を解除するの法にて、名づけて撫物といふ。今も  
社によりて此祭あり。山笠も其始めは、形代の遺風をまなびしが、いつとなくいかめしき作りものご  
はなりぬ。固より祇園大明神と申奉るは、英武の御神徳おはしませば、かゝる祭事を執行ふも、深意  
ある事なりとかや。猶、神學に廣き人に尋ぬへし。

作り山に用ふる松は、當番の町に三本迄、十里松にて是を伐渡さる、格也。(補)いつの頃よりや、  
今は二本宛渡さる、也。いにしへより、宮崎の松はみだりに伐採事堅き制禁なれども、山笠には切用  
ゆべきよし、大友宗麟より宮崎の制札の條目にもみへたり。

篤信先生曰、此日は近所の士庶あつまるのみにあらず、國中の男女、隣國の遊客、作り山見んとて、  
かねてより博多の肆に來りつとひて、やとる者そこはく也。作山の通る處は、見る人巷にみちみち  
て、日のあつきさかりなるに、押合て所せく、いたづかはしきありさま也。すべてかうやうの人多く  
あつまる祭は、よその國にも稀也。雨など久しく降て、作り山も粧はねば、遠きより來れる輩は、日  
數を多くふるまでやどり侍る故、貧しき家にはあるじまうけに倦て、たがひにわびしげに見ゆるもお

かし。周防國山口にも、六月十四日には、二十一の傍り山を作る事、博多の如し。是大内氏全盛の時  
、博多の山をまなびて作りしにや。下略

天和三亥五月廿八日、徳松君他界、七月五日山笠廻る。是常憲院殿御嫡子也。延寶八申五月八日、嚴  
有院殿家綱公薨去、八月五日山笠廻る、寶永四亥五月廿日、光之公逝去、九月七日山笠廻る。正徳六  
未四月卅日、有章院殿家繼公薨去、八月九日山笠廻る。此外、雨天等にて日延は間多し。

里俗の説に、武田信玄の人形を、山に作れば必災ありと云。是は寛文二年小山町當番に信玄を作りけ  
るが、竹若番を昇通りける時、いかにしたりけん、堅粕屋藤三郎といふ者の家に倒れかゝりて、山笠  
摧け損しけり。其日、堅粕屋一軒焼亡せり。かゝる事より忌來れるなるべし。又、享保八年奈良屋番  
に、大渡合戦といへる山を作りし時、高師直が人形を或家にあづかり置けるが、小き蛇出て、彼人形  
の首を纏ひ居たり。家人驚き騒ぎて、ひそかに是を隣家に預けり。然るに、翌朝又蛇出て首をまと  
ひひたり。見る人あはてふためき、蛇を殺さんとしけれども、忽ち其行方をしらす。かくて其日、山  
笠めぐり終りて、奈良屋番にすへける時、風もなく西の方にころび倒れぬ。其時、師直に着せたる  
甲冑摧け損しけり。誠に偶然なりとはいへども、信玄の不孝不慈、師直が暴惡無道なりしを、神慮に  
もにくませ玉へるにやあらん。あゝ世の人、古へをかながみつゝしみて、不善をなす事なからん  
の

寛文八申四月、山笠昇菘・絹・女着物・又は金紗類・金入・縫入等、自今以後相用る事停止せしめらる。祇園會には、津中より御供料として、六十目の鳥目神納あり。是は毎月定切錢の内にかけて置て、年番所より神納す。此日社前の舞臺にて、猿樂五番興行あり。甘木邑梅津太夫是を務む。囃子方・地謡の者は津中より出る。費用は當番の町より是を出す。但、公所より銀子(□□□)賜ふ。是は兼て、津中より月々の課役錢に加へて納め置る處也。又、山笠の當番には、銀八百五十目を賜ふ。此内、十五々は山笠書師に遣はし、山笠を圖にうつし、彩色を施して、國君に奉る。凡、七流の内、六流は山を作り、一流は能を務む。當番、大抵六十一二年ぶり程にめぐり來る。むかしは猿樂の裝束、及び道具等揃ひてありしに、或は破れ損し、或は紛失して、今はわづかに古き假面・天冠・裝束の切など入たる長持一竿を、年々當番の所に送り渡す。もとより用に中るにはあちす。又、むかし用ひたりし舞臺のみづひきは、大内桐の織物ありしといひ傳へり。

土俗、六月朔日より胡瓜を食はず、是は祇園宮の御紋所、胡瓜なる故也といへり。或曰、天正の頃、織田信長公、京都感神院の祇園に、御輿を新たに造進せらる。此時、織田家の定紋木瓜を、金にて神輿に付けられたり。是より祇園の御紋とはなれりと云々。元願按に、胡瓜和名さうり、木瓜和名ばけ。しかるを木瓜の字面、直にさうりと續あやまりて、胡瓜を神紋と心得たるなるべし。木瓜の切口を表せるにて、胡瓜の輪切にあらざる事、明らけし。されば、此祭りに胡瓜を食ふ事を禁すべきのい

われなし。俗説のまごひ、笑ふにたへたり。

祇園會に、矛といへるものを神前にて申うけ、守りとす。又、祈願により、矛を作りて奉納する者もあり。其形、木を薄く割て丸く曲げ、紙にてはり、劍先の如く削りたる木を三ツさし貫て、表に神號を書り。或曰、神代卷に、大己貴命、天孫に大日本を授け奉り玉ひし時、廣矛を奉り玉ひし古例を表せる守りなるへしと、按に、諸社の祭に、幸矛サイボコを持って神輿の先驅をなすも、此古事におこれり。

七月五日

此日、聖福寺開山千光國師忌日也。

(補)慶長九甲寅年、開山四百年忌、現住九阜和尚、寛文四甲辰四百五十年忌、現住唯堂和尚正徳四甲午五百年忌。現住北閑坐元、寶曆十四甲申五百五十年忌。現住磐谷坐元此年忌、寄進多く、參詣甚多し。

六日

こよひ、男女の手習ふ兒ども、かねて七夕の詩歌を書、掛軸となし置るを、師家に持往て壁所に懸け、瓜菓をつらね、食物を奉り、香花を供へて二星を祀り、夜もすがら歌舞・遊興をなして歡樂す。按に、星を祭るは七日の夕なるべきに、こよひ行ふはいかなる故にや、いぶかし。

七日

此日、織殿并に索麴屋など専ら祝ふ。又、男女の童ども師家・親戚の許へ往て賀をのぶ、大人の賀客は稀也。土俗云、昔、米一を殺せし罪によりて、此月、津中閉門せし者多く、七夕の賀禮も無ししが、後年に至ても猶しかり、其後十五日に至りて赦免ありける故、其日、禮服を着し、有司の許へ往て是を謝し、親疎互にうちつごひて悦びをなしける故、今に至るまで十五日には賀禮ありと云々。

十三日

生身魂の祝儀とて、親戚或は諸藝師範の人、又は醫師などの許へ贈りものをなす事、歳除に等し。又、買賣の物、錢財の仕切をなす事も、亦節季に同じ。此事十三日にかされるにはあらす、兼日より始り、今日に至る。又、こよひより聖靈祭をなす事、他所に同じ、墓所にも燈籠をともし、こよひより十五日の夜に至る。町々門戸にも挑ぐ。今昔より十八日の夜に至る。年々工をつくし、色々の作り物を製して、人の觀物とす。

十五日

此日、禮服を着し、盆の禮とてたがひに往來して相賀す。死したる人は、亡魂を祀るに、今無事に生る人を相見るが嬉しきとの意なるにや。將た星日の所にしるせし土俗の説ならんか、いまだ其是非をしらず。其外、孟蘭盆の行事、他所に異ならず。

盆の中に、魚町・店屋町・邊の商家の店頭、竹垣を結び、竿を懸をく所間多かりしが、今は具嶋氏が家ばかりにのこれり。いにしへ、米一を殺せし科によりて、門戸をこぢめられし時のさまなりとか

や。又、土居の道場にて、光泉寺といふ。米一供養の施餓鬼を執行すとて、津中に勸化す。米一が事は土産門の附録に詳なり。

十六日

奴婢の養父入、正月に同じ、遊女も亦しかり。

十七日

城邊三十三所の觀音順禮する者、前夜より此日に至まで甚多し。津中にも札所あまたあり。町々には順禮の爲に攝待する處あり。

八月朔日

此日、女の童の人勝遊び、上巳に等し。但し、親戚・朋友の許に女子ある處は、たがひにひるなを贈る。又、男子ある家には、笹にたんざく、或は小さき作り弓、菓の類を結び付て、互に相おくる。國俗是をたのみひきといふ。田の實、憑の説にもとづけるなるへし。今按に、此日笹に短冊を付て贈答する事は、むかし菅丞相當國に左遷とならせ玉ひし時、七月廿九日、博多の東、堅粕村のほとりに舍らせ玉ひける時、村民等御詠歌を乞奉りしに、明曉短冊をもて來らば、替へあたふへしと宣ひし故、未明に笹にたんざくを付て、我もくんと出たりしに、安武氏なる者、御神筆の短冊を得たり。今に其子孫の宅地に小社ありて、歌替天神と云。此故に年々八朔には、村中の童べども、笹にたんざくをつけ持出て、歌かへせんといふ事あり。此日、博多にて短冊を配るも、其餘風なりと。土俗の傳説也。



十五日

八〇

今朝、宮崎にて放生會の修行あり。又、神前にて鑄流馬あり。此時、博多より鳥毛の鐘百筋持出て、跡に付従ふ。此鳥毛、御櫓に在、持夫、百人年々兩市より出す。又、前にしるせる如く、津中にも當社を産靈とする町々は、醜などを製して是を祀る。又、十三四日の頃より二十日頃に至るまで、市中の男女、並に福岡近郡の四民、宮崎の松原に至り、數百の幕をうちわたし、絲竹を携へ酒食を陳ね、晝夜ともに遊觀す。是他邦に於てたぐひまれなる佳興也。續風土記曰、朝に流鑄馬あり。晝は猿樂五番あり。終て後角力あり。棧敷を多くかけならべ、士太夫・庶人・の來り見る者夥し。昔は、此日神輿、博多夷町今濱口に御幸あり、此例久しく絶たりといへども、猶其旅所に、小き夷の社残り。元祿十四年、社司の輩、神幸の久しく絶たるをなげき、國君より宮崎の海濱に、新に假宮を作り玉ひて御旅所とす。按に、享保十八年、假殿にして又新に行宮を造進あり。八月十三日の曉御幸あり、神輿三社出御、十四日の夜還御と云々。

廿五日

天満宮祭禮、二月に同じ。

九月九日

重湯、重九、又菊の節句云。

此日、菊酒・栗飯・等の事、他所に異ならず。

十三日

此日、吉祥女祭あり。

二十五日

水鏡天満宮祭禮、中嶋町産靈とす。今按に、中嶋町は福岡の御城築かれし時、新たに商坊となれり。初めは福岡に屬せしが、郭外の地なれば博多に屬すべきよし公命有て、魚町流に附屬せり。然るに、水鏡の宮は、慶長の末、庄村より今の社地に遷坐あり。始め吉祥院此所に在しが、慶長十三年小島の宮司となして彼地に移さる。中嶋は是より先、既に町となりぬれば、此宮を以て産靈とする事、いぶかし。今、地理を考ふるに、中嶋西の川筋は、庄村のかたはらなる四十川の末流なれば、元より天満宮の敷地にてもや有けん。

十月亥日

此日玄猪のいはひとて、家々餅を搗き、或は赤飯を製す。又、第二の亥日を以て、女子ある家に祝ふもあり。

十七日

承天寺開山聖一國師忌日也。クイイ夜に入り逮夜に角力あり。

十一月初卯

若八幡祭禮、又、宮崎宮の祭り、二月初卯に同じ。

二の卯

栢田社禮祭也、是を新嘗會と云。前夜坐主東長寺、社頭に於て勤經ありて、亥の刻ばかりに御饌を供へ奉る。神官等祝祠をすゝめ、神樂を奏す。又、祝部・八尋・山崎の三社家、毎年かわるゝ津中より兼日御供米を神納せしめて、此度祭禮の料とす。右三家宮坐の當番の宅に於て、坐主をねぎらひ饗す。

初 丑

此日、農家にて餅を製し、田神を祀る事、二月の丑に同し。

二十五日

綱輪天満宮祭禮あり。綱輪町・土居町・祭り祝ふ。

此月、吉日をえらび、男女の童へ髮置・袴着等の祝事をなす。

十二月朔日

此日を乙子の朔日と稱して、餅を製して祝す。是を川渡りと云。一説に、此日、河曜星をまつると云。又、川ひたりといふ處もあり。

十三日

此日を正月事始めといひて、節米等を精げそむる家あり。又、士家給地の輩には、知行所より門松を切出して納むる事、此日よりはじまるなり。

節 分

今宵アミテ豆を打家もあり、多くは正月七日の夜にはやす。又、商家にて、豆かへといひて、賣買の利倍を祝する事あり。近年、楊が池の社に於て、柳御守・追難豆等を出す祭事あり。

節 季 候

朔日より廿日後に至るまで、乞食ゴシキどもせきぞろといひて色々の祝詞をうたひ、舞ありく事あり。扱、正月に至りぬれば、ひきかへて、夷子大黒のまなびをなして、或は田うち男・鳥さし・錢太鼓など、さまざまのわざをなして、米錢を乞ふもいとおかし。

凡、歳暮の行事、他所にかはれる事もあらず。故に省きてしるし侍らず。家によりて、除日より正月三日まで、門庭に福藁を敷き、或は除夜に燎火を焚所もあり。今宵、五更過行頃より、屠兒ども太鼓をうちて、鳥おひをはやし來る。年明ぬれば、いよゝ多く來る。又、春駒・獅子舞なども皆屠兒なり。

石城志卷之六終

石城志 卷之七

津田元顧 校定  
男 元貫 編錄

土産上

凡、此湊に産する處の器用・樹木・群花・菜果・海草・水禽・海魚・虫介の類、甚蕃し、いたつかはしければ、逐一にしるす事あたはず。只其名産と稱するものを擧るのみ。

器用類

刀 往古博多に西蓮といふ鍛冶あり、安藝國の良西といふ者の子也。能く刀を作る、上品也。銘には、筑前國談議所西蓮法師國吉と刻めり。其子を沖濱左衛門尉安吉と云、貞和の頃の者にて、正宗が弟子也。上品也。銘には、左の字を刻めり、故に世に左文字と稱す。是れ左衛門尉の、上の一字を用たるなるべし。其子も安吉と稱す。是は建武の時の者にて、初は來太郎が弟子たり。此時は入道正宗が弟子となり、沖濱左衛門三郎と刻む。又、左の一字をも用ゆ。西蓮が弟子に實阿といふ者あり、是又よく刀を作る、銘には宇美實阿と刻めり。安吉が子孫數代相續て鍛冶たり。いたつかはしければ逐

左文字の末、國弘今按に、左衛門尉がが末葉、國基とて土居町に近世まで住せり。長政公入國の後、福岡城郭の金物等を製せり。其子孫今粕屋郡笹栗驛にありといへども、家職傳はらず。博多記  
 左の末葉、今、津中に數家あり。家説に曰、天正年中、博多兵火にかゝりし時、怡土郡井原村に遁れ住し、鍬・鎌等の農具を製す、この故に今子孫在名を取て、井原を以て氏とす。其後、博多に還住すといへども、刀鍛練の傳を失ひて、農具のみを製す。家説を左鍛冶といふは、左文字の末葉なるが故也。

金剛兵衛盛國博多に住せしや覺束なし寶満山を金剛峰と云ふらに住するによつて金剛兵衛といふべし子孫三代盛高と云二代目盛高が弟子高綱博多に住す云此外盛高と云ふもの三人あり宰府に住り又金剛兵衛と云ふもの八人あり文祿天正の頃は博多に來り住しもあるべし石城志にいへる如く盛國より博

金剛兵衛守國といふ者あり、博多に住り。始めは山伏なりしが、其父、もと備中鍛冶なりし故、後に鍛冶となり、母は末の左文字が子也。元實按に、盛國が母は末の左の子にはあらず、西蓮法師が其子孫三代ともに女にして、後の西蓮及入西が妹也、系圖合せ見るべし。盛高と稱す。其後も數世相續て鍛冶たり、事多ければ、此處にしるさず。一説に、金剛兵衛が先祖は正應也。按に、正應は太宰府有智山に住せり、多田滿仲の時、髭切。藤丸といふ二ツの寶刀を作りし事は、諸人の口碑にあり。正應が末子を竈門山の平石坊、養子とす。其二代後の金剛兵衛、男子なくして、平石坊が子を養ふ、世に傳る岩平金剛兵衛是也といへり。是等が作りし刀・短刀・猶世に傳りて、人のたからとなり侍る。又、入西イゴさつくイヒはなといふ鍛冶も、此國にありしと云。續風土記。今按に、入西は西蓮が弟にて左文字安吉が父也、又さつくは尙今津浦に住せしよし、博多記にみゆ。信國助六正包、初は助右衛門重包といへり。濱口町に住せり。享保のはしめ、將軍吉宗公、諸國の鍛冶を江戸にめされ

多に住す云ひては金剛の據を知らざるが如し太平記の卷にも筑前國三笠郡土山に住すとあり本文正應といへるは初代盛高在世の年號なり此頃の作永仁の年號を彫たるものあり正應永仁と讀きたる年號なり元實盛高が先祖の名とおもへるは笑ふべし。

長西が子西蓮入西二人也入西後藝州に住す西蓮が子實阿其子左は正宗が弟子也其子を安吉といふ。

享保十八年御達祖父助六先年江戸へ召出され公儀御用勤能下り以後御扶持被下御城代組に

て、刀を作らさせ玉ひし時、九州よりは薩摩の波平、肥前の忠吉が末葉等、召に應じて上りしかど、上意にかなはざりしかば、當國より信國を召上せられ、濱の御殿におゐて鍛冶床をしつらひ、若狹正宗、并に不動國行が作の御刀を、手本に出し玉ひて、作らしめられしが、不動の彫物は手本よりも出來勝れりと、本阿彌も言上せりとかや。則、死罪の者をためさせられしに、三ッ胴盡切せしかば、御感斜ならず、御紋の葵の一葉を、狩野祐清に書せられて下し賜り、汝一代是をハシ下カに刻むべきよし、御免を蒙りぬ。もし子孫に至て良工の者あらば、願ひ出べし、重ねて御免許あるべしと也。此時、多くの金子を賜り、同七年の春歸國す。其後、國君よりも右の功を賞し玉ひ、新たに五人扶持に十七石の食祿を下し賜はり、則、城代祖の直禮の士となさしめらる。此時より濱口町上に居住せり、初めは宮崎馬出町に住せ正包、享保十三年に病死し、其子勘介、遺跡相續しけるが、程なく早世し、其子儀之助後助右衛門と改む。幼稚なりしかば、食祿と葵の御紋繪形とを沒收せらる。助右衛門長て彼繪形を下し賜らば、家の重寶となすべきよし願けるにより、寶曆七丑九月、葵一葉の繪形を賜り、無禮城代祖たらしめ玉ふ。

正包先祖は、京信國也。續風土記曰。信國は五條坊門に住て、三代鍛冶たり。四代の信國、故有て豊前字佐に下り、安正院吉門に寄托せしが、吉門に寵遇せられ、名乗の一字を賜りて、吉家と號す。是字佐信國の元祖也。九代安心院家に仕ふ。然るに、安心院は天正のはじめ、豊後の大友より攻亡され、家絶ぬ。こゝに至り、其時の信國吉貞も、流浪の身となりしが、黒田孝高公、豊前を領し玉ひて

被爲加其後病死勤助相續被仰附候處勤助儀も先頃致病死磯平儀幼稚の者に付家業相續仕たれり已前の通町支配被仰付四人扶持被下置候一族の者に信國彌九郎後見致候様被仰附但先年助六へ公儀より被下置候一葉の繪形磯平幼稚の者故指上候様被仰附候成長の後家業宜仕候は、其節可被差返候事

舊筑前藩制城代組は士分にして無禮城代組なるもの無し他本も亦無禮城代組と記す轉寫誤を傳へたるものならん又一本には此の一節欲如す又他の一本には單に三人扶持を賜ふさあり。(永城)

後、信國を招きて、兵器を作らしめ、恩顧淺からざりき。長政公、豊前より筑前へ移らんとし玉ひし時、信國吉貞を召て、我が跡を慕ひ來るべしとて、米穀を賜りぬ。慶長七年二月、筑前に來りしかば、月俸を賜り、屋宅・白銀を惠み、厚く遇せらる。吉貞男子三人あり、子孫今に至まで、三家に分れて鍛冶たり。吉貞子三流、嫡家吉次吉包、今の重包に至る。吉次は次男なれども、治工の傳を受る故、嫡家とす。吉政は嫡なれども、備前に行て別傳を受る故、信國の嫡流とせず。其次又吉政、今の重宗に至る。吉貞が三男吉助、吉貞に至れり。

國光といふ鍛冶、むかし博多沖濱に住せり。上品也。相州の貞宗と時を同ふせり、系譜不詳。

三池傳多光世、法名元眞イ也、仁明天皇和銅の頃の鍛冶也。筑後國三池郡に住せり。或書云、筑前博多に住せり。今按に、筑前博多住三池光世とあるは、後の光世にて、承和の頃の者也。

金屋小路町東側に、井上助右衛門といふ者あり。世に大鍛冶屋と云。先祖は、長政公豊前中津より當國へ移り玉ひし時、召連玉ふと云。則、今の所に宅地を賜りけるに、或時自火にて焼亡せり。如水公。長政公・御馬にて來り見玉ひ、難義に及ぶべしとて、米・大豆等を下し玉ふ。又、御救として、御用の細工を命し玉ふ。則、桃形の兜百刻を製して献せり。今に武具櫓に在と云。肥州名古屋、及び濃州關原陣にも、召連させ玉ふ。又、大坂の城修補の時も、兄弟三人ともに往て職を務めり。家號張田屋と云。其後、子孫に至り、鋸并に農具等を製せしが、近來は其職をやめたり。しかれども、今に至るまで、居屋敷表口四間、課役御免許なり。

錐 粕屋郡箱崎村、小笛といふ鍛冶の製する所の、錐ノミ・鑿ノミ・鉋ノミ等、工匠の用に備ふ。中にも、錐の利事新鍛をも通す。相傳に曰、此鍛冶、初めは備前兒崎より來りて、八幡宮の鍛冶となれり、其元祖、笛を吹事を好みし故、小笛鍛冶と云。續風土記今按に、備前則宗の裔、光家といふ者、初て兒嶋より箱崎に來れり、故に是より兒嶋を以て氏とす。其子惣兵衛といひし者、鐵器を製する事勝れてよし。子孫、近年博多に來り、一小路に住す。錐の製、今に至りて他に勝れり。家説云、一とせ野州日光山の社御造營ありし時、博多の大工、往居たりしが、江戸の大工が鉋、たび／＼柄を脱しけるを見て、なごか目釘を打ざるやといひしに、彼大工穴を鑿得させよとて、鉋を投出したり。博多の大工、則、錐を取てもみ通し、釘を打てあたへければ、見る者舌を卷て、錐の鋭を感歎しけり。夫より聲價ます／＼倍して、江戸より多く是を求めけると云。今も工匠の具、及び農家の千把扱といふ器を作る。

鋤・鍬・鎌・類左鍛冶の製する處、他にまされり。故に隣國よりも來り求る者甚多し。又、割刀トウチウ・削刀コガタの類よし。

剃刀 箔屋番にて製す。數家あり。又、鋏・鋸・錐・其外品々の鐵器を作る。鑄物類品々 昔より此國遠賀郡芦屋里に、鑄物師の良工あり。元祖は元朝より歸化して上手なりしかば、菊桐の紋を鑄て、禁中に捧げ、山鹿左近椽と稱せらる。本姓は太田なれども、芦屋の山家に居住

一書に曰吉貞筑前に來り六百石賜はり長政公御前に於て鍛打物仰附らる極めて罷こゆかり

しかば尾九郎と呼ぶ吉雅初の名平助後、平四郎と改む元和二年長政公の仰を請て備前に越き一文字助宗が門人となり其傳を請んと欲すれども傳はず故に智養子と爲り一子を誕生す茲に於て漸く奥旨を極る事を得たり長政公此由聞召れ潜に迎の船を差越る吉雅子を棄て、逃歸る茲に於て備前の鍛法を得家に傳る處の來國行が傳と鎌倉正宗が傳と正傳を以て鍛法を爲す長政公御諱の一字を賜はりて吉政と改む吉門が一字を授けしより代々吉の字を諱の上、附る故拜領の字ながら下に用ひしと云傳ふ有馬の

せる故、山鹿と稱す。世に菊の釜・桐の釜とて、茶人の珍とするは、此釜より起れり。上野國天明釜も、芦屋には及ばず。京・江戸の釜屋も、芦屋に傳ふる引中心ヒヤナカゴと云精工の法をしらす。彼左近椽が末、慶長年中、長政公入國の頃までは、芦屋に鑄工多かりしが、其後斷絶す。遠孫も博多、或は姪濱等に來りて鑄る。其中に、太田次兵衛といふもの、勝れて良工也。江戸・京の鑄工に劣らず。國君も用ひ玉ひ、江戸・京・長崎・隣國にも是を求めて、新芦屋と稱す。又、往古の芦屋釜の紋は、雪舟が圖する處間是あり。土佐の圖も有之。又、鍋・鋤・鍬・等を鑄る冶工は、博多に多し。其居所を金屋町と云、其餘の町にも住す。續風土記。

芦屋釜師山鹿太二郎、同又太郎、同左近、皆良工也左近。最名人にて、東山殿、中板のかな風爐をも鑄させられたりと、千利休が記に見へたり。又寛文の末まで、松原燭魔堂西の川端に、大なる破釜あり。忠之公の時、家臣淺野彦五郎、食祿千石罪ありて釜烹の刑に處せらる。此時釜を新たに鑄させらるべしとて、市中の冶工に命ありしに、おのゝは是を辭しける故、圖取になりし處に、芦屋釜師圖にあたりて釜を鑄けり。是より其家絶たりと云。按に、太田宗春といへるは、博多年行司十二人の内也。是芦屋より此津に來り住せしなるべし。今の鑄工太田次兵衛は、宗春が弟子筋なるよし、猶人事門太田傳を合せ見るべし。今津中に在處の鑄物師、金屋町に一軒、土居町に三軒、大乘寺前町に三軒、釜屋番に一軒あり。享保の始め、柴藤が家にて、酒家に用ゆる大羽釜を初て製す。是よりして、大坂より

御陣所にて御陣用を勅承應二年十二月四日死す六十四歳。

此の武具櫛前年黒田侯爵家より陸軍省に縁故拂下を出願せられしに許可あり今福岡市濱町黒田家別邸内に移しありて舊時の如く武具を藏す前日皇太子殿下九州御巡啓黒田家別邸に成らせられし時此櫛にて武具を覽覽に供せられたり。(大正九、四、水城) 同大賀格は博多市人の最上階級なり(水城) 秀頼八歳時の書今尙磯野家に藏す前年東京帝國大學文科大學史料編纂課の需めに依て提出

大羽釜を求むる事稀也。柴藤の事、人事門にしろし侍る。

土居町釜師七兵衛法名家にて、代々小さき木葉、又カウ金と作りて賣來れり。然るに、同町長兵衛といふ者、釜コスキを製して販く。この故に、貞享四年卯十月、七兵衛より公に訴て是をといめられ、已後七兵衛が家のみ是を製すべしと命せらる。其子七兵衛、享保年中、江戸御邸炎上、并に壬子凶年の頃、寸志の棒もの致せし功によりて、二人扶持を賜ふ。今の孫右衛門に至りても、寸志を献せり。近年、兩大賀か格に命せらる。此先祖も、嶋原一揆の時、博多釜師を國君召具せられける其一人なりと云。先祖某か妻は、大坂御城に宮仕したる女なりしとかや。秀頼卿八歳にて書せ玉ひし、豊國大明神の神號傳來せり。

瓦工 土器師瓦町に住す、數家あり。天正六年丁丑、宗像社を大宮司氏貞再造せられし時、棟瓦師博多津中道場僧金師といふ名あり。されば古へより當津にて瓦を作りしなるべし。先祖は播州より來る正木氏。 近世、惣七先祖は聖福寺の塔頭、自院に住せり、炭薪を用ゆるに便利なる事を工夫して、初て此ヒヤナカゴを作らしめり。といふ者良工にて、風爐・手爐・丁子風爐・或はスヤキモノ 瓦町に陶工數家あり。又、植木鉢・やうの物を製す。智首座は聖福寺の塔頭、自院に住せり、炭薪を用ゆるに臺ヒチリン・智首坐ヒチリン・又は植木鉢・やうの物を製す。智首座は聖福寺の塔頭、自院に住せり、炭薪を用ゆるに江戶其外近國にて是を賞す。

櫛 往古は筑紫櫛とて、名物なりしにや、古歌にもよめり。

拾遺集 天曆御製

別るれば心をのみそつくし櫛さして逢ふへき程をしらねは  
筑紫櫛は、此國より作りけるならん。文祿の初め、長門國船木の工も博多に來りて、同所にて櫛を製  
せり。今は片土居一町都て櫛工住して是を作る。良工也。故に此町を櫛挽町とも云。續風土記  
碧玉集  
遠さかる中に心をつくし櫛さしも契りし道をわすれて

せり同科編纂大日本史料第十一編に採録せられたる由なり筑紫史談第九集に專考を掲げ置たり此外に同じく秀頼八歳時の書と稱する同様のもの博多奈良屋町豊國神社の神庫に蔵す字跡小異ありて用紙も異なれり此豊國神社は生前大閑の眷顧を蒙りし博多の傑商神屋宗湛が大閑薨去後其の恩徳を追慕して公より賜ひし自宅の庭内に小祠を建て私に公の靈を祭りしものにて徳川の世と爲りても繼續せり今の神社及神庫は明治年間建しものなり(水城)

近世、掛町、帶屋治郎右衛門といふ者、長崎にて鼈甲細工を習ひ得て歸り、櫛・笄・等を製せり。又、水牛角にても作る。其傳を受る者、津中に數多あり。今は掛町・綱場町・櫛工甚多し、皆良工也。治郎右衛門子作右衛門といふ者、人形・花鳥・の類を、鼈甲にて作りはじむ、今、精工數人あり。毛揚 津中に數家はを製す。是近世の事にて、婦人の髷ツツに入れるもの也、海鯨ウツラの髭にて作る。木偶 昔より、祇園山の人形・牛馬・等を作る者ありて、土居町に住せり。今の甚六が家は、人形の下籠カゴをかくるものなりしが、いつの頃よりか、木偶師の本家絶たる故に、彼が製となれり。綿打弓 濱口町にて製す、數家あり。寛文の頃、中石堂町線香屋正右衛門といふ者の家に、始めて綿を打けり。めづらしき事也とて、來り見る者多かりしと云。其後諸國へも綿打事を當所より傳ふ。此故に博多を以て根元とす。古説拾遺  
秤 中嶋町に今秤屋一軒有て是を作る。又、外にもあり。  
銅篩斗 中嶋町に是を製する家あり、近年大阪より來り住す。

鞆ツツガ 掛町・綱場町にて製す。其外、一切の皮細工物多し。

筆 金屋小路町に筆工數家あり。

空鐘 辻堂町・御供所町に數家はを製す。いつの頃にや、唐人より習ひ得てこれを作る云。世に博多獨樂とて是を賞す。延寶の頃、辻堂町に惣三郎とて良工あり。この故に、今に至りてよきこまを惣三とまこと云。博多にては皆削て製す、轆轤挽にしたるはあしと云。

博多記曰、獨樂を打は、胡魔コマを伐ウツの義也。破魔弓は魔を破るの義、破胡板は胡コマを破る板といふ意也と云々。今按に、高麗をもこまと訓すれば、狄ヒビの國を降伏するの義とせるも可ならん。又、子どもの獨樂うつ時にいふ諺あり。博多の者のこま打は、いのし、かのし、かんでう、あはせてわうてうふくと云。拾遺には、いんてうを韓當と書り、又博多記に、わうてうふくと王調伏とかけり。

石堂町合樂師藤田孫六倍臣派が子市太郎、幼き頃より曲獨樂の妙を得たり。十二歳の時、京都にのぼりて、芝居興行しけるが、大當りにて、凡百二十日の間に、四百貫目餘の所得ありしと、市太郎いへり。是よりして、世間専ら空鐘を弄ひものとす。其頃、市太郎が事を、獨樂といふ猿樂の謠に作り、版行して世に廣めり。此時、御所にも彼を召させられて、其技を窺覽ありけるが、御窺覽、御獨樂宗匠と號を下し賜はり、并に菊桐の御紋、看板に付る事を許さしめ玉ひ、金子青ざし、及び饅頭・御粽チマキなど頂戴せり、是元祿十四年五月六日の事なりしと云。其後數十年が間、あまねく五畿・七道・を

經めぐりければ、彼が技藝をしらざるものなし。それより大坂にしばらく寓居したりしが、近年歸國して、再び一小路町中の番に住居せしが、去年壬午の六月に、七十餘歳にて身まかれり。渠が弟源之介も亦、獨樂打事をよくす。享保十八年に上京して、芝居を興行せり。今は北野邊に住すと云。竹若町に、燕屋五郎といふ者あり。獨樂の曲上手にて、上方に上り、夫より江戸に往て役者となり、森田勘彌坐にて、久松多三太とて、若女形の一枚看板となれり。後、京に上りて死せり。古説拾遺。今按に、市太郎よりこのかた、博多に曲獨樂の上手少しとせず。近來、御供所町にも菊平と云てこまをうち、近國に徘徊する者あり。

團扇 須崎町に是を作る家あまたあり。又、五月の始めに、山笠の番附を、團扇に板行して、隣國までも是を販ぐ。

斗合樽 練酒を入る樽也。桶屋町に、斗合屋とて是を製する家あり。他の籬匠ツケヤは是を作らず。

衣服類

組 竹若といふ者の家にて製す。其始め、竹若藤兵衛といひし者、男子なくして、天文十一年に、筑紫氏の末子鬼松を養子とす。鬼松、成長して若竹惣右衛門と云。此者、組の細工の良工也。秀吉公、九州下向の時、博多より種々の名物を奉りしに、此惣右衛門家よりは、下緒に、天下泰平、國土安穩、月白浪清、と組付て献せしに、秀吉公斜ならず悦喜し玉ひ、時服・扇子・等を褒美として賜りけ

る。此竹若一家の居たりし町を、竹若番と云、元和の初めより網場町に移る。續風土記

竹若家に持傳へし古文書に曰。

申請鬼松殿の事、我等むそめに取合、竹若の惣領と仕候而、子々孫々まで跡前つがせ可申事、無沙汰なく候、其上せう二人に、地下年寄大神新右衛門殿、日高藤右衛門殿、兩人御懸り候間、少も相違有間敷候、爲堅如件。

天文十一年二月九日

日高	藤	右	衛	門	判
竹若	藤	兵	衛	判	
大神	新	右	衛	門	判

西面孫右衛門殿

續風土記に、筑紫氏の末子とあるは、是也。西面は筑紫氏の家臣なるべし。秀吉公、朝鮮征伐の頃、肥前名古屋へ往玉ひし時、當所にて竹若家より、天下泰平の組物を捧げしに依て、凱陣し玉ふ時、竹若忠太夫重利に、無銘脇指一腰、淺黄地桐御紋付帷子一ツ、弟惣右衛門重常に、扇子一本、桐御紋付夏羽織一ツを賜りぬ。惣右衛門家へ傳りし二色、及び記録は、元祿四未正月の火災に悉く焼失せり。忠太夫へ下されし二品、并に御書一通は、今に伊右衛門が家に傳來せり。長政公御入國の後、忠太夫に八人扶持、惣右衛門に七人扶持を賜ふ。今は減じて各四人扶持を下し賜はる。



欽明天皇二十三年、大伴連狹手彦伐高麗得寶物來、此時、貞郊といふ官人を運來れり。博多に住して組ものを業とす。是より都にも傳りしとかや。

乙女子がくみ緒のたくりうちかけてうむ時なしに戀わたるかも  
つくし糸のよれともあはぬ思ひをは何のたゞりにつけてはらへる。

唐織絹 往古、博多に唐船來りし時、習ひて織出せり。其時節は、博多に織工の家七十軒有て、織物をして諸國に販げり。博多にて織る故に博多織と云。博多より織出せし帛の切れ、今に残りて玩具となる、雪の下・竹の下などの類也。長政公の時、掛町彦三郎といふ者、唐織をよくせしが、竹若家に是を習ひ得て織る。是より前は、竹若家には組細工をのみ業とせり。今は唐織の絹も竹若家より織出せり。今織處の唐織は、雪の下の類にはあらず、博多織帯と同じ。毎年十月、國君より江戸に二端獻せらる。御羽織地・御上下地也。續風土記

博多記、并に古説拾遺云、唐織絹は、承天寺の僧渡唐の時、彌三といふ者拾遺には彌三右衛門と有。從ひ往て、廣東織・緞子織を傳受して歸朝す、今の博多織是也。緞子織は、雪の下とて白緞子也。彌三織、今も都鄙ともに最是を賞翫す。竹若家には、彌三が遠孫彦三といふ者より傳へけると云。續風土記に、掛町彦三よりとあるはこの者なり。唐織 一説曰、唐伽羅也、以音訓相同一誤也。按に、伽羅國は高麗の屬國也。然れば組物と同じく、欽明の御宇より傳り侍りしにも有べし。彌三が事は無下に近き世の事也。いまだいづれか是なる事を

しらす。

唐織帶 右に同じ、浮紋あり、唐織の絹・帶ともに強く、久しきに堪ふ。諸國に珍賞す。國君より、毎年三月十筋江戸に獻せらる。

生絹 竹若より織出す、其製、最精し。續風土記。

今按に、元慶の代は、親王・公卿も皆夏の汗衫カサミは、生の筑紫絹を用ひられしよし、三善清行の意見封事の中にみへたり。往古、太宰の官府ありし時は、博多も殊に繁榮の津なりしかば、筑紫絹とあるは、恐らくは當津の産なるへし。又、日本紀曰。應神天皇三十七年春二月。遣阿知使主於吳。令求縫女子云々。吳王。於是與工女兄媛・弟媛・吳織・穴織・四婦女。四十一年春二月。天皇崩。是月。阿知使主等。自吳至筑紫。時智形大神。乞工女等。故以兄媛。奉智形大神。是則。今在筑前國。御使君之祖也。とあり。おもふに、織工も此時より傳りしならん。しかれば、本州の織工あるは、其初め久しき事なるべし。按に、是は今の唐織とは別なるへし。

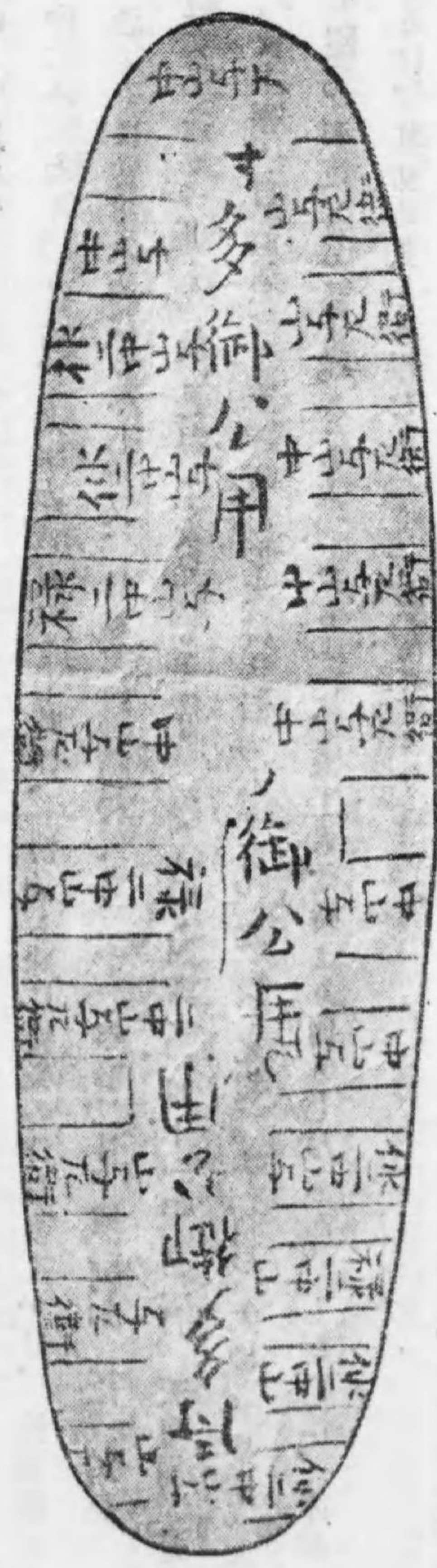
今、津中に在處の織工、十二家也。竹若伴右衛門・同惣右衛門・同市右衛門・同藤兵衛・糸屋善右衛門・山崎半三郎・山部十四郎・川淵善太郎・高瀬屋與右衛門・糸屋源六・楠屋吉次郎・糸屋正吉・右機數十二。此外に、木綿博多織屋六軒有、機數六也。典室町十右衛門・瓦町伊右衛門・萬行寺前町惣市・箱屋番伊介・須崎町惣石門。紅綾所々にて製す、最美好也。又、色染染工、市中に良工多し。此故に、近國よりも是を賞して、染におこすもの多し。

元祿四辛未四月二十三日献上の時より帯幅を廣む。

信果云此銀を享祿二年に壽貞が作る處と思へるは非なり此銀は文祿二年朝鮮征伐の爲に造られしなり石州銀山にも同品あり鹽邑志林に云倭使小西飛。來議三封事。時以二京營將佐揚貴録一爲二館伴。小四飛。揚有二私觀之禮。如三刀倉之類。一猶二常見。惟銀錢多作三人馬之狀。更有二銀一片。形類三椽葉。厚二分。長七寸許云云。形類三椽葉。一と云ふもの即ち讓葉の名ある所以なり公用さば猶今の御入用と云が如し金銀圖録に出せる圖には文祿とあり今載て證とす。

博多銀 一名ゆづり葉銀とも云、福岡西町、槌屋藤右衛門が家に傳來せり、左に圖せるが如し。此外に絶て所持せるものなし。

金石類



重さ貳拾九匁、厚さ一分ばかり、横堅の寸、圖の如し、裏は石目にして書判あり。按に、神屋壽貞、もろこしより歸朝して、銀坐をはじめし時、此銀も出來けるなるべし。又、極印に、祿二とあるは、年號の文字なるべし。頭字なく、いつの頃とも分明ならずといへども、壽貞が年譜を以て考ふれば、享祿二年なるべきにや。中山與右衛門といふは、銀座の名なるべし。又は、奉行などの印ならんか。

金銀圖録引用博多銀の圖「文祿二」の三字増加あるのみにして他は本圖と異ならず故に茲に省く尙ほ次に石州銀切片の圖あり神田神社神庫に藏する由を記す又博多松永惣助が家に藏する一種の楕圓形銀の圖を掲ぐ今猶存するや否や探索の暇を得ず。

(水城)

石州銀山舊記に云天文二年大内義興銀山を領するに筑前博多より壽亭と云ふもの來て初て鐘を吹鎔し銀と成すことを仕出せり是を銀吹の始とす永祿中毛利元就銀山を取る太閤より上使近實某毛利家より三井某を以て銀山を奉行す云。

神屋壽貞は、博多の産也。其頃、いまだ日本にて、金・銅・吹分る事をしらすして、多くの銅を明朝へ渡し、吹分させけるを、壽貞思ひけるは、我國の重寶を異國へ渡す事、なげかしきわざ也とて、妻子を捨、大明に入、數十年が間留まりけるに、いかいしたりけん、一郡のあるじとなり、思ひのまゝ、金の吹やう、及び錫・鉛より銀を取事など、傳へ得て歸朝し、諸國に金山を起せり。故に今に至るまで、最初山入の時は、必壽貞祭りといふ事をなすといへり。又、石見國、其外のかな山にも、壽貞明神と崇祀るとかや。今按に、金・銅・吹分る事は、本朝の人、今にしらすといへり。然れ共、家説に従ひてしるし侍る。又、近年、石見國かな山の者來りて、博多に神屋壽貞といひし人の子孫有やと問、同處に波底寺といふ眞宗の寺あり、是を再造せんとして、棟札をおろし見るに、筑前博多住神屋壽貞建立、と有るよし語れり。壽貞は則宗湛が祖父也。

徒然草評判曰、博多に神屋壽貞と申入道、大明に渡り、銀ふき出しやうを習ひ、歸朝せし也。其時分は、石見國の山に、錫・鉛ばかり出ぬるを、壽貞、石見の銀山に至り、白銀吹出してよりこのかた、日本銀ふきぬる事、必定也。今博多に其子孫あり。

金銀箔 唐人の傳にて、むかしより寛文の頃に至るまでは製せり。其所を今も箔屋番と云。或云、箔屋親戚朋友の所に箔を持参せり、是は其頃料理の筋に用ひし故也。又曰、箔屋の子孫今に肥前佐賀にありと云。

朱 昔、博多の商滿田助右衛門といふ者、中華に渡り、朱を焼く事を習ひ得て歸り、博多にて是を焼

く。其後、京都の朱坐にも此地より傳ふ。近年まで博多にて焼しが、今は焼す。然ども、日本に朱を焼事は、博多より始めりと云。續風土記。

長政公御直筆の御書に曰。

朱やきものども上せ候付而道哲も指上候、就<sup>イ其</sup>は博多年寄中より其方一書の書狀見届候、江戸へ下候に付而、文右衛門口上の通をも、江州もり山にて聞届候、則奉行衆へも様子申聞候、我等も頓而可令上洛候間、猶以奉行衆へも可直談候間、各へ其段可申聞候也。

猶以道哲義はいかやうに候とも、奉行所へ理り可申入候間、親類ごもごも、不可有氣遣也。

六月九日

長政

此書は、遠賀郡植木村の農長、原孫右衛門が家に傳ふる者なり。是原道哲が子孫也。其頃、朱坐より、外諸國に於て朱製を制禁ありしに、博多は根元なれば、しるて焼ける故、江戸より咎め來れるなるべし。朱を製せしは道哲が手代也と云。是滿田助右衛門なるか、いまだ詳ならず。又、宗像記追考に、本社造營の時、朱六貫目餘、博多津徳永又右衛門調也、とあり。是博多にて製せし朱なるべし。』蛤粉 博多にて、蛤殻を集め、焼て粉とし、屋壁を塗る。又、小池を作るにも用ゆ。是を以て石灰に代へ用ゆ、其價廉也。畿内にて石灰を用ゆるが如し。續風土記。

長政公の家臣、安武善右衛門といふ者、朝鮮凱陣の時、韓人を連來りしが、貝の殻をもて白灰を焼事を教ゆ。其後、福岡の城を築玉ひし時、善右衛門しかくのよしを申せしにより則命有て、鞍手郡貝塚山にて白灰を焼しめらる。其後、善右衛門安武を改めて村田と稱す。其子喜右衛門より相續て、今の白土屋與六に至るまで、白灰を以て業とす。博多記。

今按に、善右衛門は播州より長政公に従ひ來れり。福岡の城經營の時、白土を焼て奉りしより、家業となれり。善右衛門子喜右衛門、公命によりて、安武を村田と改めり。

於御牧、鞍手兩郡石はいに焼候貝のから、取に遣候間、無異義とらせ可申也。

正月廿八日

長政判

井上九郎右衛門殿

母里多兵衛殿

態と一書申入候、博多石はいやき、其郡にかい在之由申上候得は、則御書出被遣候、無相違御とらせ尤存候、細々取に可參候間、其在處に慥に可被仰聞候、爲御存知、恐々謹言。

正月廿九日

竹新右判

石城志 卷之七 土 産上

竹新右は長政の家臣竹森新右衛門なり。

右の二通、則、與六か家に傳來せり。牡蠣カキの殻を焼たるを蟻蚘カキと云。

造釀類

練酒 其色、練絹の如くなる故に、練酒と稱す。其絞りて漉たるを練酒といひ、粕ともに用ゆるを、實練酒と云。此酒、いつの世より醸し初めけん、しらす。牡丹花宵柏が三愛記に、酒は九州の練貫、加州の菊花、天野の出群なるを求む、と書り。宵柏は大永七年に死す、元禄十一年まで百八十年に及へり。宵柏が時、此酒既に世に名あり。猶其むかしより有て久しき名産なるへし。古へより博多にて、小田氏が家のみ是を醸せり、今は製する家多し、就中篠崎氏が家に醸するを上品とす。其味、彼は大様相似たりといへども、久しきに堪るを以て、其製の精しき事を知る。此酒世に名有て、他邦の酒家、此酒をまなひ醸すといへども、其味甚劣り、博多の産に類せず。國君より毎年十一月江戸に献せらる。續風土記。

むかし、練屋といへるは篠崎氏（榊屋と云）なり。其外、嶋井・小田・鶴田・大嶋・此等の家にも練酒を造れり。中にも篠崎市郎右衛門が醸せる所、最醇美なるにより、長政公御入國のはじめ、東郡に献上せしめらる。此時、市郎右衛門を御館にめさせられ、御前に於て御酒を賜り、且、將軍家秀忠公の御書、永く家寶となすべしとて、御手づから下し賜へり。今、純屋番、山内小兵衛が家に是を傳ふ。其御書に云。

練酒柳二十到來、遠路入念之段悦思召候、猶本多佐渡守可申候也。

御墨印

三月三日

黒田筑前守とのへ

其後、毎年是を献上あり。江戸、麻布の邸にても製せしめらる。則小兵衛か家より杜氏一人、三年交代に是をつとむ。

酒造料として、袴代と號して、銀二百三十目、年々取來れり。又、貞享二年、篠崎市郎右衛門孫、善右衛門が家、類焼せしにより、練家相續の爲として、釜屋運上の看銀願によりて、三步一を年々拜領せしめらる。善右衛門嗣子なきにより、女婿山内小兵衛に練御用を譲れり、小兵衛子權四郎、其子權兵衛、其子今の小兵衛也。今は此家のみ之を醸造す。

酒 博多の町に醸する酒、甚美也。其上品は、南都・北都の産に相次り。新しき杉樽に入れ、大坂に上れば、彼地の人も亦大坂の産に勝れりと稱す。各醸せる酒に、新に名を付く、其名器舉て算へ難し。其美名を顯はさんとなり。下略、續風土記。

元禄のはじめより、鰯町新町、中嶋屋六兵衛氏はといふ者、遙に鴨河水を下して酒を醸せりと云。其氣味甚醇美也。時に、京都吳服賣小倉屋伊兵衛といふ者、年々此津に來りしが、六兵衛と親しく交りける故、此伊兵衛をして、家造の酒を御所方へ献じて、酒名を下し賜らん事を相はかりけるに、渠

が妹の宮つかへして有けるにたよりて願ひけるに、日野家より、かれこれ名をあまた付賜りける内より撰出て、八重、塩路となん號ける。則、御自筆にて書賜りける一番を、今爰にしるし侍る。古老云、むかしより此處には、片白・諸白の製のみに有て、名酒といふ事なかりしが、此時より始めて酒に名付る事有て、世間殊に賞翫せり。中嶋屋二代めも六兵衛と云。もと、中嶋町紙屋又七といふ者の手代也。今は兩家ともに絶たり。右日野家の眞跡の掛軸は、六兵衛女子の手に傳れり。

はかたといふあかたに住侍ける中嶋のなにかし、世々酒つくらせてたのしみける。其しなひとつならず。さいつ頃、京なる人にをくりて、これかれ名をつけよとありしに、さためんたつきもなく、余にしめてたのみしま、いなひかたく、日をへてやをら名つけつかはし侍ける中に、此ふたつゑりいて、いかなるゆかりそや、後の世にもつたへまほし、かきつけてとせちにもとめしかど、さへあさければ、ひき出つへきためしもなければ、八重塩路といへるは、玉葉和歌集に。

松浦かたやへのしほ路の秋風は

もろこしよりや吹はしむらん

また難波江と名つけしは、風雅和歌集に。

心有てみるよしもかな難波江の

春のけしきは惜くもあるかな

このふたうたのいはへなり。中／＼かのどころにして、あらたにつくり出せるにもあらし、難波江のよしあしをわがち、もろこしのとをきたねをへて、出くる物にやありけん。しらぬ波路のうきとまりも、春のけしきのうら／＼かなるに、さかつきのなさけなくは、いかて過さまし。つたなき心をもて、かくいひつくるもたこかましけれど、いさ／＼かあるしの、千代萬世の春秋、花になれ月にむかへてくむさかつきの、いくめぐりともなきよはひを賀して、筆をけかし侍ものならし。

左 中 辨 輝 光

此後、酒肆ごとに上品を醸して名を付たり。又、名酒に次るを上相と云。其次にも亦名を付たるありて、今は擧て數へ難し。又、美酒・白酒・焼酒・其外藥酒等、種々醸造する家あり。いづれも甚美好なり。

索麴 他邦に多しといへども、博多に製するには及ばず。極品は其細なる事縷の如く、鮮白にして賞すべし。又、色索麴の製、甚美好也。其五色にして、形紐の如し。故に、色紐索麴と號す。原田氏、怡土郡高祖城に在し時、博多商人高田善四郎、始めて索麴を製して捧ぐ。其後、小早川隆景、其義子秀秋の時にも、善四郎が子孫の家より是を献せり。長政公入國後、如水公江戸へ赴き玉ふ時、大君に献せられし其例として、今に至るまで、初秋に國君より大君に献せられき。諸家にも贈らる。是皆高田氏が家に製す。慶長の頃、博多索麴屋一人、故有て逐電し、伊豫國に往き、索麴を製す。是伊豫道

天正十五年原田種

信家臣帳に大老富田備前と見へたり同十九年原田了榮高麗渡海人數若川富田四郎兵衛總奉行の一人なり備前が子なるへし又家臣帳に高田五郎あり一族にて高田名乗りしにや元祖菊菴聖福寺の喝食にて胡春に從て入唐す云其子は菊策其子菊淵長政入國福岡城築き給ひし時能動めしといへば富田備前が後と云がたし恐くは菊淵が子次郎左衛門は備前が子にて養子と爲りしにや

後索麩のはしめなりといへり。續風土記。今按に、本文に善四郎とあるは善九郎也、後、大郎右衛門と改む。其子久右衛門、忠之公の命によりて、伊豫の道後に至り、彼所樂麩の由来を詮議せしに、之は當所より傳りたるに紛れなしといへり。

家説に、元祖菊菴は、聖福寺の喝食にてありしが、朝春塔頭、入唐せられし時、從ひ往て、經山寺に於て索麩の製法を習ひ得て歸り、初て博多にて製せり。其子を菊策、其子を菊淵と云、是松はやし、兒の舞の謠の地言を作りし者なり。此菊淵は猿樂に長したりしかば、長政公御城築かせられ、御祝義の能ありし時、江戸より今春太夫を召れぬ。菊淵、此時濡衣一番勤めたりとかや。其子治郎右衛門が時、本姓富田を改めて、暫く高田と稱しけるが、其後又、富田を用ゆ、子孫に至りても亦然り。治郎右衛門子久右衛門と云。久右衛門三子あり、治右衛門・久左衛門・長三郎と云。光之公の御代に至り、江戸献上の御用、餘分になりける故、親久右衛門が願ひにより、三人の子どもより製して奉れり。今に至りて、三家の子孫彌治郎・清右衛門・市右衛門・是を製す。又、光之公より、小麥挽の石臼を賜りけるを、今に家珍とせり。一説に、菊菴が父は、富田備前と云て、原田氏の家臣也と云。菊菴より今の彌治郎に至るまで十代、連綿たり。

寒具 昔より川端町にヨウヒ・バスリの類の餠品を製す。數家あり。今、煎餅の類、品々多く製し、隣國にも販ぐ。其中、鶴せんべいといふは、味殊に淡し。元祿の頃、中間町川淵善太郎が家にて、初て胡麻餅を製せり。其後、京都及び長崎の者を招きて、上品の菓子并に唐寒具の製法を傳ふ。今、精工の者多し。中間町松屋利右衛門川淵善太郎が外孫なり。が家製の干菓子・蒸菓子・等、京都・長崎の製にも劣らずとて、國君も常に賞し玉ふ。寶曆三年五月朔日、松屋利右衛門、三人扶持を賜ふ。同九年七月、公命によりて新製の蒸菓子を献しければ、則、かほよ花と云名を付させ玉へり。卵索麩 牛蒡餅 油堆 此三品、博多に古來より傳へて製す。他邦になし。長崎、又他國にも習ひて製するといへども、當國の製に及ばず。國君の厨にも製す、其製最精し。續風土記。卵索麩・油堆・は南蠻菓子なるよし、西川氏が長崎夜話艸に見へたり。カステラ・ポフル・花ポフル・アルヘル・等も亦同し。往古、蠻舶入津せし頃より傳りしなるべし。又、グジイド・モウリウ・ヒカド・テンプラの類も、當所の庖人等が傳へ製する處、味最よし。

信果試るにカステイアルヘイは江戸製よしホウル花ホウルはわろし博多なるものよしといへども砂糖味ひわろしグジイドモウリフヒカドは江戸にて知らざる名也テンプラ製かはらず江戸にては胡麻油を用ゆ博多辛子油を用ゆるのはあり。

三部共に婚姻の式に雜煮ある事珍しからず夫れを湯玉子とて丸餅になすのかはりたるのみなり

綱之公御家老黒田又左衛門久武(本姓岸本)知行七千石延寶三年御暇舎弟半左衛門知行所親世音寺村幽居同

羽餅 博多に製す、羽餅屋九郎右衛門と云者の製精し、國君も賞せらる。ハイの木ハイツノキの葉を焼て灰汁とし、米を染て製す。故に其色黄也。其味脆寒にして甜美也。隣國よりも來り買ふ者多し。是寛永の初め、高麗人、博多にて初めて此製法を教へたりと云。他國にはいまだ此もの有事を聞ず。京都・江戸・食品珍差甚多しといへども、これなし。七葉樹餅チツバキとはいへども、トチの木は用ひず。ハイの木をあやまりてトチといふなるへし。續風土記。九郎右衛門始は川口町に住せり、後、土居町に移る。近年は甘家町に是を製する家あり、他町にはなし。湯雞卵 博多舊俗に、婚姻の時、餅を卵大さにして、餡を入、すめ汁をかけて出す、是を湯雞卵と云。今は此禮絶たり。

所に死す妙樂寺に葬る半左衛門外孫川越小左衛門に天明五巳年八月六日二百五十石被下岸本の家御取立有之餅屋彦市は黒田又左衛門家來兒島喜兵衛が後なり。日本饅頭の始は建仁寺第二世龍山禪師入元す時に林和靖が未嘗林淨因といふ者あり龍山の弟子と爲る此人中華にて能くまんぢうを製せり九十七代光明院御宇曆應四辛巳年龍山歸朝此時林淨因相從て來り後氏を改めて鹽瀬と云是日本にてまんぢうの始なり博多他所の製に勝れり云信果試るに三都のもの皮薄くあん多し博多製は皮厚くあん少し砂糖の味ひ異なるは家によりて上品下品をつかふ故なるべし其他異なる事なし。

按に、蔬食譜云。水團。秣粉包糖。香陽浴之、是湯雞卵の製に同し。又、救荒野譜に見へたる、餛飩の製も是に相似たり。又、雞卵餅とて、中嶋町にて製す。味甜美也。

辻堂饅頭 モチ むかしより辻堂町にて製す、其味他にまされり。

行當糰糍 ユキアタリモチ 享保十七子年より、須崎町彦市といふ者製す。甚甜美なり。中嶋橋より東へ入所、行當りの家なるが故に、行あたり餅と云。又、彦市餅とも云。

饅頭 鶉餅 所々にて製す、博多饅頭と稱して、他所の製より勝れり。

ぱす 昔、唐人より傳へたる料理也。からかねの皿に盛りて、直に火にかけあたゝむるもの也。此皿、今、大賀善右衛門が家のみにあり。

酢 津中所々にて製す。就中、川端町酢屋九郎右衛門が家製、甚酷烈にして、久しきを経ても損せず。この故に近國に販く事夥し。

醬油 津中所々にて製す。

蠟燭 津中處々にて製す。

鬢附 津中所々にて製す、多く他國に販く。昔は松脂にて煉たり。もとより婦女の髪に用る事はなかりしと云。元祿の頃、上方より晒蠟の法を傳へ、白ひん付をはしめて製せり。匂ひ鬢附・すき油・等も其後是を製す。

石城志卷之七終

# 石城志 卷之八

津田 元 顧 校 定

男 元 貫 編 錄

## 藥品類

凡、此津に製する藥品少しとせず。今爰にしるせるは、世間に名ありて人々よくしれる所のもの也。近世に至り、家々に製する丸・散・等は、いたづくはしければもらしつ。

透頂香 相傳て曰、元朝の禮部員外郎陳宗敬 別號は蓋山、中華台州の人也。 といひし者、本邦に投化せり。是は大元の

老臣なりしが至正中、元朝は大明の太祖の爲に亡されぬ。宗敬忠臣なりしが、二君に仕へん事を恥て、後光嚴院應安二年、我國に歸化し、博多に住す。文才あり、兼て占相に通し、且、靈方を傳へて

奇藥を調ふ。將軍義滿公其名を聞て招き玉ひしかば、其命に應じて上京し、義滿公に種々の藥を献す。就中透頂香を甚稱美し玉ひて、京都西洞院に宅を賜はる。夫より博多へ歸り、小菴を妙樂寺に構

へて、みづから明照と號す。後に崇福寺無方和尚の室に入て衣体を受け、行年七十餘にして死せり。透頂香も、宗敬が合せし方也。俗に外郎 ウイロウ といふも、宗敬が宦を取て其名とせり。其子孫、透頂香を傳

鎌倉管領九代記云 執權北條泰時の時 建長寺の開山大覺 禪師來朝の折節唐 土の天子に仕へて 員外郎といふ官職 の人官を去りて世 を辭し禪師に就て 日本に渡り透頂香 といふ藥を賣て京 都に居住したり其 後彼の子孫相州小 田原に來て藥を賣

る氏綱其藥の功能を賞し小田原に居住せよとて明神の前に家作して賜はりしより今小田原に住する也藥の本名は透頂香なれども其先祖の官名を藥の名に呼ひて外郎と言習はしたる也云云  
信果曰北條泰時執權に任したるは嘉祿元年也十八年在任仁治三年卒す此十八年の間に外郎歸化せしと見ゆ經時執權在任は泰時に繼て寛元年より同四年迄の間なり博多に外郎歸化せし應安二年は嘉祿元年より百四十五年後也別人ならんか續風土記の證書聞かまほし將軍義満公招き玉ひしは正しき傳へなるへし將軍家殿中申

へて世々久しく博多に住し、又、京都に往き、西洞院四條上ル町に住して、透頂香を賣て家業とす。又、相州小田原の透頂香は、北條氏政の時、外郎が家僕を小田原に遣はして賣しむ。今に其子孫傳はりて彼地に住み、透頂香をうりて家業とす。然は透頂香のはじめは、博多より出し也。又、僧天隱集にも、陳外郎が事をしるせり。續風土記。博多記に、小田原に往し外郎が家僕は、本州早良郡七隈村の又五郎といふ者也。今に其子孫、彼處に在と云々。今按に、透頂香は食香といふて、婦女是を含みて香氣を賞す。且、功能も多し。近年は世に行れざる故、博多に調合する家もなし。

ハンナイ若草 末次が家に傳ふる薰物也。天正の頃、泉州堺に鞘師新右衛門といふ者あり、豊臣太閤に寵遇せられ、鼠樓栗といふ名を賜ふ。又、曾呂利とも書り、彼が製せる。箱の相口よきを賞せられし號也。ひとよせ薩摩に下りけるが、歸りに博多に來り、末次宗得が家に數月逗留し、はんない若草の方を宗得妻に傳て曰、此薰物の方、極上品にて、世にしる人稀也。薩摩にて壹人、堺にて壹人、傳へ置り。必ず他の人にもらし玉ふへからす。末次家説。

珍珠膏 是れ、國君御先代、傳來の目藥也と云。古門戸町の處醫三木氏が先祖、故有て是を傳へ、代々調合す。按に、天正の頃、播州の地士に三木順應といふ者あり。秀吉公、いまた羽柴筑前守たりし時、荒木攝州所持せし鏑無カクナシといふ花入を、銀子六拾貫目に求めらるへきよしの文書一通、順應に名當

次記に云外郎は外郎と申入て御藥備上覽有て後に外郎參なり云云と見たり。

せるを、彼家に傳來す。順應が子太郎兵衛を、長政公御國へ招き玉ひ、食祿貳百石あたへ玉ふ。其御判物今にあり。太郎兵衛病身になりし故、祿を辭して眼醫となれり。今の道達に至るまで八代也。又、かぶらなしの花入は、今、將軍家の御重器となれりと云。

麝香丸 綱場町、千手孫右衛門といふ者の家に、唐人の傳とて調合し、世に販きけるが、今は其家もなくなりたり。されど、同所福嶋屋彦右衛門は、實は麝香丸屋の子なれば、血脉は斷絶せるにあらず。藥方も亦今に傳たる者あり。孫右衛門、夜光珠とて美玉を所持しけるが、國君へ献しけり。其後、櫻井の神庫に奉納せしめられしとかや。

御陰丹 醫官白水氏が家に、代々是を製す。國俗、是を産前・産後・の藥也とて、來り求る者多し。近年は福岡へ移り住す。はじめ、一小路町に讀井何某とて染工あり。千孫今に同所に住居す。ある時、同町徳永宗也が家に來りし旅客より、御陰丹の方を傳受せしが、後に隱居して醫となれり。白水氏の祖は、彼が家業の弟子なりしが、此方を傳へて吳服町に住し、業務をなせり。この故に民俗、今、紺屋の黒藥と稱せり。

回生丹 津田家傳の秘方也。はしめ、予か先祖は播州の士なりしが、武を遁れて醫となり、當國に來り、博多聖福寺前町に住して、回生軒と號す。治を施すのかたはら、もろく秘方の丸・散・藥を修合せ、家奴をして、國中及び隣國までも販がしむ。中にも回生丹、殊に神功ありとて、人々甚是を賞せ



り。然るに、子孫に至り、國君召て宦醫となさしめ玉ひしより、是を世にひさぐ事をとめ侍りぬ。今、津中に調合する所、皆予が家より傳ふる處にして、少しく異也。

草木類

茶 千光國師、宋より歸朝の時、茶の實を持歸て、聖福寺内に栽へ、又、早良郡脊振山へも植たり。本邦、上古より茶あり、此時に始れるにはあらず、再ひ好茶の種を渡せる也。葉上僧正榮四の事也、千光國師と諡す。吃茶養生錄といへる書を作りて、茶の功を譽む。今に至りて聖福寺に於て茶の製あり。

潜確類書、引天中記云。凡、種茶樹一必下子。移植則不復生。故聘婦必以茶爲禮。義固有所取也云々。按に、土俗婚姻の結納に茶を贈る事あり、是往古唐船入津せし頃より、唐人の禮をまなびて、習俗となりしなるへし。今は此地のみならず、他國ともに此禮あり。されども、小笠原家などの古實にはなき事なりとかや。

菩提樹 聖福寺開山堂の庭に一株あり。元享釋書を按るに、建久元年、榮西宋國にありし時、道遂法師が栽る所の菩提樹を取、商船に附して筑紫に渡し、香椎の祠に種るとあり。聖福寺の菩提樹も、香椎より分ち栽しなるべし。

青梨 博多青と云、味殊に美なり。

南燭天 承天寺の塔頭、天與菴の庭にあり。圍壹尺四五寸ほど、高さ貳丈ばかりあり。かく南天の大木

信果云茶を本朝に植しは桓武天皇の御宇に傳教大師入唐して歸朝の時茶の木を取歸り江州坂本に植ると日吉の社記に見ゆ又五十一代平城天皇大同元年弘法大師歸朝の時茶を取歸り弘仁年中に至りて嵯峨天皇に献すとも言へり東鑑には建仁寺の榮西宋より歸朝の時茶の種を傳へ來り始めて筑前の博多に植て鎌倉將軍に奉る實朝公此茶を飲みて熟睡の病を治すといふ其後博多の明惠上人博多の茶を京の梅ノ尾に移し植るといへり。

信果或時天與菴に遊ひしに住持稻嶺

南燭天の古木を取出し是古へ此寺に在し南燭天也と云し圍一尺四五寸あり長さ四五尺あり切たるものなるへし。

なるは、諸州にも稀なりと云。此木、近年枯たり、いとおしむへし。

連理松 小崎より辻村へ至る道のかたはらに在。西に在は雄松にて、東なるは雌松也。相距事四尺ばかり、地より高さ貳尺程と、四尺程とに枝ありて、互に相連れり。此二ツの枝、いつれの松より出たるにや、曾て本末をわかち知る事なし。奇樹といふへし。

菊 大和本草云、上代にはいまた中夏より渡らず。故に、萬葉集には菊を詠せず。其後、渡りし故、古今集には既に詠す。八雲御抄云、凡、菊、萬葉不詠歟、寬平菊合以後、殊に名物とはなれり云々。今按、博多は往古よりもろこし舟のつとひ來りし湊なれば、菊も先此津に渡りて後、あまねく世には廣まりしなるへし。又、劉蒙菊譜、新羅、一名玉梅、一名倭菊ト云々。西峯翁曰、新羅といふ時は、新羅國より出たるに似たりといへども、此義にあらず、蓋、日本の語、白を之良と云、新羅と音近し、故に新羅菊と云、又、白菊の義也。古より和歌に、菊を詠するもの、多くは白菊を詠す。我國の産を重んじ、且尙白也と。是を以て見る時は、白菊は博多より唐土に傳り、彼土の人も亦是を賞して、倭菊といひしなるへし。後拾遺集に、大貳高遠が筑紫よりのぼらんとて、はかたにまかり、館の菊のおもしろく侍るを見て。

とりわきて我身に露や置ぬらん

花よりさきにまつぞうつらふ

とよめり。然れば、博多は菊の名所とすへし。されは、昔より博多に五菊・七菊・なごいひて上品多し。近年は専ら一莖一花のものを賞翫す。最大なるは花の經尺に近し、其好品の名あるもの、擧てし難し。博多鵝毛と稱せるあり、好品とて諸國にも是を稱す。又、瀬高鷲毛といへるは、閑松院より出たり。住持快眼、眼科を善くしける故、近國より來りて療治を頼める者多かりし中に、筑後瀬高村の人、快眼が花を好める故、一種の菊を携へ來りてあたへぬ。快眼是を光之公に奉りしに、此菊いまだ名なかりしかば、是を瀬高鷲毛と名け玉ひて賞翫し玉へり。又、五菊といへるは、醉楊妃・御愛・玉牡丹・鵝毛・太白・是也。江都の伊藤氏が著せる地錦抄に、此五種は、正保年中一度にもろこしより渡りけるよしいへり。然れども、五菊は久しく世に賞し來れる花也といひ傳へ侍れば、此説いぶかし。

牡丹 本朝上代はいまだ牡丹なかりしにや、萬葉・古今集にも、詠せし歌見へ侍らず、詞花集に。

咲しより散はつるまで見しほごに

關 白 忠 通

花のもとにて廿日經にけり

是や牡丹を詠せし始めなるへし。もろこしにも、唐より已前には賞せる人もなかりしと云。往古唐人の博多に來りし時、持渡りしなるへし。寛文の頃に至り、都鄙擧りて此花を盛に愛興しける事、唐の開元にもまさりつへし。わきて此津には、家々に賞し、戸々に遊びしが、始て子植を仕出し、人功造

化の力を偷みて、いと艶麗なる名花あまた出來りて、諸國にも是を珍賞せり。京師にて梓行せし、牡丹名寄といへる書にも、此國の上花數品載たり。又、博多記に、古老の曰、いつれの時にや、此津より紅の牡丹を朝廷に奉りけるに、染川といふ名を賜りぬ、是牡丹に名ある始也と云。按に、紫陽三月記に、木村道朝が、牡丹に染川といへる花あり。是彼名を賜りたる花の餘種なるにや。又、別種あるにや、しらす、紫陽三月記二卷、椿屋遊園が著述にして、あまねく國中の名花一百五十種の牡丹を擧て、其位品を定め、好惡を辨し、且培植の法をもしるせり。其中、津中に在處の花十か八九なり。いたつがはしければ是をしるさず。遊園、始の名は新八、薙髮して名を改めり、もと京都の産也。父山村三右衛門、觀世流の謠を好みしが、光之公めしよせ玉ひて、六人扶持を賜ふ。其後、花師となりて公園の事をあづかりぬ。又、おのれが住る一小路町の家園にも、あまたの花木を栽て、自らのしみとせり。就中、牡丹の栽培に委しく、多くの花木を仕立て世に廣めり。光之公、家士鈴木久右衛門に命して、牡丹といふ猿樂の地言を作らしめて、彼にあたへ玉ふ。是れ遊園、櫛田社に詣けるが、牡丹の精、女に形を現じて、言葉をかはせる事を作れり。いと珍らしければ、其さし・くせ・ばかりをしるし侍りぬ。今の椿屋金作は遊園が孫也。月俸、已前の半を賜りけるが、享保の末、又壹人扶持を減じ玉ふ。今に家園異花珍艸の多き事、富貴豪族の花園にもおさくおどらす。

牡丹の曲の一節

『牡丹花下の睡猫は。蝶に心のあるとかや。されは我朝大内山。都鄙遠境にいたるまで。今にたへせず翫愛せり。抑雪月のふたつの色をあらそひ。水晶のひかりあきらかに。彼玉堂を照しけり。出雲八重垣神垣や。かみやが園の深ミ草。寺前の花を數ふるに。閑松院のくれなひ。慈悲萬行の乙子白。大師堂の紅白。士農工商家々に。其色々をあらはせり。老を養ふよはひ紅。殘んの雪に下もへの。みどりや四方に匂ふらん。佐夜姫の袖のうち。しほれる天か下紐の。うちとけ難き初霜の。をきまとはせる白野菊』上女言葉の花盛。色をあらそふ數々に。人の家名をかたごるは。名あるにまさる品多し。其主ひとりたのしひ。あるかなきかの清瀧や。もろこし舟のからにしき。童子や天の羽衣の。袖のみなどをかさしつゝ。供養の聲をきゝむたり。

元祿の末より寶永の初めに至て、牡丹の流行、九州は漸おそろへたれども、京都・大坂・は愈盛に玩ひて、千金の價をかへり見ず。然るに、金屋小路町源七といふ者、牡丹の接木を手練したり。他人曾てしれる者なし。かくて年々名花數品を培養し、上方へ持行て販きけるが後には人も考へ知りて、各接木をなしける故、次第に賞翫少く、價も大に減じたりと云。

百合 いにしへ、唐人入津せし時、遊女「たえ」といふ者に、持來りてあたへし故、たえゆりといへり。其後、博多より諸國に廣まりければ、世に博多ゆりと云。又、博多にて仕立し名花、最多し。松露 箱崎・博多・の松原に生る處の麥草、他所の産より性すぐれて良く、香氣つよし。

附 錄

一本に昔は此石を薪に代へ用る事を知らざりしが近世博多の瓦工及鹽硝屋などは是を燃して炭となりたるは川原に捨けり云云とあり。(水城)

烏石 イシヌミ 本草に出る石炭也。和名もへ石と云。遠賀郡にて村民是を掘て薪に代ふ。正徳年中より、席田郡・表粕屋郡の村民も此石を掘て、薪に代ふ。市中にて瓦工及ひ鹽硝屋等、此石を買求めて用といへども、其燒殻を放下しけるが、又是を捨るに忍びず、爐下に燒たる者もあり。其頃長崎の外科峯氏イ高白なる人、博多に來り住けるが、此炭を試みに釜下に燒けるに、餘臭甚しく、近隣にて忌嫌へり。然ども日用便利にして益有事をしりて、終には町々戸々に傳へて、あまねく両市中及び里家まで流行せり。人亦是に馴ぬれば、おのづから嗅氣を覺へず。夫より兩郡の村民等、燃石を掘て炭となし、馬に負せ、日々兩市中に來り、鬻く事夥し。近世、山林うすくなりて、薪柴乏しかりしに、かゝるもの出來りて、民生日用の助けとなれるも、造物者の恵みなるへし。是博多の産にはあらずといへども、市中に於て日用便利のものなる故、しばらくしるせる事爾り。

光世刀 元明天皇和銅年中、筑後國三毛郡三池の鍛冶、傳多光世ミツヨ法名、が淬ぐ處にて、稱名寺の什物となりたりと云。近世商家山崎氏が家に傳りしを、享保の末、柴藤氏は乞得て、櫛田の神庫に納め置り。昔し米一といへる人、京より求めに來りし刀、則是也。貝原翁、民俗の傳説を記して曰、駿河國に木嶋長者といふ者あり。家豊なれども嗣なき事を愁ひ、米山藥師に祈りて米一を生ず。長りて後、其家僕木嶋右近をして、若狭國なる湯の川長者がもとに使用して、彼が女を娶りしに、其妻容色世

にすぐれたりしが、一條何某、米一が妻を奪はんと思ひ、米一に謂て曰、我曾て筑後の柳川に流浪せし時、筑後國三池傳多といへる鍛冶の作りし、貳尺七寸の太刀を、博多の某に質物に遣はし置たり。汝、急ぎ下りて、其價をつぐのひ、刀を取來るべしと、金子多く渡さる。博多には先に内通して盜賊をたのみ、米一下らば速に殺すへしといひ遣はせり。米一は、元暦二年、和泉國境の浦より出船し、三年の春博多に下り、竹勘九郎といふ者の許に宿を借りぬ。彼太刀を持たる者は、博多土居町奥伊右衛門といふ者なりしが、米一、則、八千貫の代物を遣はし、其太刀を請取歸らんとしければ、博多の者とも是を留めて馳走し、處々にて饗應し、酒宴しける。此時、博多の奉行、茨彦右衛門と云者也。彦右衛門、處々の盜賊を催し、村雲といふ美女を以て米一に妻す。米一是に心をこめ、博多に滞留しける。其間、蹴鞠の場、或は連歌の席にて、さまざま謀をめぐらし、米一を討んとしけれども、米一猛き兵なれば、たやすく討れず、是によりて、米一が宿所を圍み攻む。米一が從者四十五人、倔強の者どもにて、大勢をわつて出戦ひけり。されども衆寡敵し難ければ、石堂口より宮崎まで追討にせしほごに、家人悉く討れぬ。米一も痛手負ぬれば、かなひ難く、宮崎の六本松にて自害せり。則、其所に葬る。此由を故郷の妻聞て、ひそかに逃出、博多に下り、悲みにたへず、米一が墓の前にて自害せり。其年十六歳なりしとかや。村雲も是を聞て自害せり、是は十七歳なりしとぞ。博多の諸人は是をあらはれみ、討死の處に石塔を建ける。此事、民俗の語り傳ふる處、亂雜にしてまことしからの事多ければ、

信し難しといへども、今に市井の人の口碑に残り、善者のうたひものとし、且其刀、相傳へて今に博多にあり。多々良の河邊の松原に、米一等が石塔あり。かた／＼其事跡あれば、民俗のいひ傳へを聞しまゝに爰にしるし侍りぬ。

佛説坐頭のうたひものに、本文と異なる處を、姑くしるし侍る、信すへきにはあらず。米一が事、人皇六十六代一條院の御宇と云、米一が父は、駿州府中城主木山右衛門家房と云。米一、郎等の内、吉田千菊・鎌田八郎・木山右近といふ者あり。竹勘九郎といふ者は、博多魚町に住せり。刀は奥堂衛門兵衛が家に質物となれり。代物八千貫、盜賊の徒黨十三人、柴田・清水・具嶋・高橋・柴藤などいふ者あり。濱口刑部右衛門が宅にて蹴鞠の會あり。奥堂衛門兵衛が家にて連歌興行す。其時、聖福寺の住持發句。

實となりて花にはうとき春の風

米一、此協句を案する時、柴田切懸たり、されど却て米一に切殺さる。千菊等も大に働いて、其坐の人を殘らず及傷すといふ。むら雲といふは竹勘九郎が娘にて、十四歳はりと云。本妻は若狭國湯川長者が娘にて、名を釋伽一と云、十七歳也。千菊、米一か形身を持、故郷に歸りてしか／＼のよしを両親に語りければ、悲みにたえずして自殺せり。釋伽一は千菊を案内にて、十二人の侍女をつれ、筑前に來り、米一が墓の前にて自害す。侍女どもは舌を喰切ておの／＼死せり。夜須郡二村のかたはらに葬

る。今に十三塚とてあり。千菊も同く墓前にて自殺す。年廿五也。米一は十九歳と云。此段、歳時門七月十五日の條合せ見るへし。千代鶴刀 福嶋正則の家士、笹才藏本姓可兒が帶せし腰刀也。無銘にして棒鞘に千代雀としるせり。俗傳に云、才藏、ある時親戚の許に痘兒ありて、甚危症なりしかば、彼家に至て看病しけるに、夜五更に向んとする頃、一間に跪坐して睡に付けるが、いづくともなく異形の者來りて、病床に近づかん。才藏うち驚きて、側なる刀を抜て切懸しかば、そのまゝ戶外に逝去りぬ。刀を見れば血付のたり。怪く思ひ、痘兒の安危を問に、宵の如き苦惱もなく、少く元氣を得たりと云。然れば、彼異形の者は痘瘡の邪氣なるへし、今疵付け追拂ひたれば、此兒も恙なかるへしといひしが、果して快然しけるとかや。しかりしより後、痘前の小兒、此刀を戴く時は、其病甚輕しとて、痘疫世に行はるゝ毎に、爭ふて是を拜せしむ。此刀、始は本州の士、星野介右衛門が家に傳ふ、介右衛門が先祖は才藏が女婿なるにより、あたへしと云。近き頃、故ありて博多の赤間屋源右衛門が家にありしが、今は櫛田の神庫に奉納せり。

檜柴碾茶壺チヤイ 此器は、嶋井宗室が家珍也。都鄙にかくれなかりしにや、大友宗麟しばく懇望せられし文書あり。家記には、東照宮へ献し奉りしと云。然るに、九州軍記には、秋月種實、秀吉公に降を乞時に、檜柴の茶入を捧げし由見ゆ。諸軍記にしるせる處も亦然り。續風土記には、肥前平戸、松浦民部太輔所持しけるが、或時松浦氏、貧困にして財用乏しかりしかば、此茶器を代金百枚に販んと

云、種實、古器を弄ひければ、得まほしく思ひ、金を尋るに、三十枚はありしかども、残る七十枚たらざりし故、京都に人を上せて金を求むる其間は、彼檜葉をば、甘木村安長寺の地藏堂に籠置て、松浦が士三人、秋月が士三人にて、晝夜守りける。七十枚の金子を求め下り、都合百枚、地藏堂の庭にて金を鑄崩して松浦が士に渡し、彼碾茶壺を請取たり。是は其頃、九州は亂國にて、金の眞偽を見知る者無しし故也。此説を以て考れば、秀吉公に種實より捧げしといふも誣へからず。先に大友家の求めにも、嶋井より遣はし侍らす。いつの頃松浦氏の手には入しにや、詳ならず。家記の説と、諸書にしるせし處と、いまだ何れか是なるをしらす。大友の家臣よりの書簡に云。

態用一筆候、然はなら柴の義可被召置候由、先年已來被仰出候處、少入組に付而指過候、既御所望之段、自他無隱候事候間、成就之様に、宗叱才覺所要之通上意候、遠國之義に候條、互にそらさやなしに此度ツメ様体まで申入、元ノマ、ヶ銀四拾貫目、爲下馬代志賀茶ッポ、可被指遣由に候、於此分は可被申調候由、去春言上候條、無相違様に彌堅可被申拵候、不可有油斷候、恐々謹言。

十二月廿八日

宗 元  
宗 仍

宗 叱 老

千利休よりの書翰略云。

去年はなら柴の事度々に候へは、唯今は初花、近日徳川殿より來る珍唐物到來候、我等かたへは  
不珍候、年來る日迄倍々迷惑に候、人の上にて候は、可申物と事に候、只今大坂に少用にて立な  
から一筆申候、恐惶謹言。

六月廿日

宗 叱 尊 老

宗 益 判

此書簡、前條は長文なる故是を略せり、掛軸となして嶋井氏が家にあり。文祿三年三月廿九日、大和  
大納言殿秀長 御會、宗湛一人御かざりの内なら柴の看衝あり。宗湛日記云、檜柴看衝は口付の筋二ツ  
腰にさがりて、帶一ツ、肩丸くなご候筋のあたりに茶色の藥あり、土青めに細く藥はづれに四五歩、  
底糸切也、切目うしろのはたにかゝる圖あり、又初花の事も日記にみへたり。

せいかうの眞壺 嶋井家の茶壺也。忠之公より、岡本清右衛門をして御上覽ありたきよし仰ありし  
故、さし上しに、嶋井なんりやうと名を付させられて、留め置玉ひぬ。徳右衛門跡式、權平に被仰付  
候間、爲御禮壹人江戸へ指立しが、祖父宗室に、小早川隆景より賜りける昔眞壺、并金子廿枚献した  
れば、金子は返し賜り、眞壺は先留置くとの御意味、委敷紙面あり。是は、伯父高木市三郎・同五郎  
右衛門・徳永宗伴・三人に、黒田美作・井上主馬亮・よりの返書也。其後、一旦返し置れて再び召上られ  
しにや、又、別壺にて有にや、いぶかし。

博多文琳磁茶壺也 神屋宗湛家珍也。國君の命によりて捧け置ぬ、其時の御書に云。

就其方所持之茶入召上、於那珂郡住吉村之内、五百石之地宛行畢、全可令領地、并黄金千兩指  
遣候、右は道卜居士任遺言如斯候、然は茶入無異義指上令祝着候、爲褒美黄金千兩、扶助分都合  
貳千兩、右之地行所、從黒田美作守・小河内藏允・請取可被申者也。

寛永元年六月廿三日

忠 之 判

神 屋 宗 湛 軒

右五百石之地行拜領、恐多奉存のよしにて、さし上度旨御願申けるに、神妙の事也、先御預り被置、  
若子孫に至り、難義に及ひなは、御救可被下との御意を蒙れり。

面影茶壺

捧先水コボシ 此二器宗湛が家珍なり。光之公御隱居の後、宰臣矢野安太夫・立花五郎右衛門・を以て命し  
給ふ、俛・捧先・の二器、御慰のため數年召上置れぬ。然るに、此度御隱宅へ御買上あるへしといへど  
も、世に名ある器なれば、其價賤しかるへきものあらず、是によりて御代々に御遺命ありて、此器御  
求めあるへき時は、代金五十枚可被下と也。又、水コボシも召上られなば、其價は別に賜わるへきとの仰  
なりしとかや。貞右衛門代也、善四郎代に至り、家産衰微に及ひし故、先年光之公へ、親、貞右衛門より  
法名清月。さし出し置たる面影茶壺・捧先水コボシ・御返し賜らは賣拂、其價を以て渡世の助成に仕度よし、御訴訟申

守の字は恐くは衍

候處、右面影は光之公御遺物として江戸へ献せらる、捧先は御重器に相加りたり。兩器ともに返し下され難し。外に勝手筋に宜しき事あらは願出へしと也。仍而御用諸材木の本ノ役に仰付られなば、賣上の銀高の内より五歩宛の口錢拜領いたし、相勤申やうに御願申上候處、御免許あり。然處、御用木の類、御國山に於て伐立の御仕組になり、甚難義に及ふ趣、御詮義の上、右爲振替、一年に貳貫五百目宛拜領せり。享保十七年凶年故、半減にて賜はる。

終

